

1. 平成26年第4回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成26年9月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1 番	山 川 直 保	2 番	田 中 康 久
3 番	森 喜 人	4 番	田 代 はつ江
5 番	兼 山 悌 孝	6 番	野 田 龍 雄
7 番	鷺 見 馨	8 番	山 田 忠 平
9 番	村 瀬 弥治郎	10 番	古 川 文 雄
11 番	清 水 正 照	12 番	上 田 謙 市
13 番	武 藤 忠 樹	14 番	尾 村 忠 雄
15 番	渡 辺 友 三	16 番	清 水 敏 夫
17 番	美谷添 生		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

18 番	田 中 和 幸
------	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	三 島 哲 也
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	古 川 甲子夫

消 防 長 川 島 和 美

国保白鳥病院
事 務 局 長 藤 代 求

郡上市民病院
事 務 局 長

尾 藤 康 春

郡 上 市
代表監査委員

齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池 場 康 晴

議会事務局
議会総務課長
補 佐 加 藤 光 俊

議会事務局
議会総務課長

長 岡 文 男

◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） おはようございます。議員各位には、連日の出務、御苦労さまでございます。
ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の欠席議員は、18番 田中和幸君であります。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には4番 田代はつ江君、5番 兼山悌孝君を指名いたします。
ここで、市長より発言を求められておりますので許可いたします。
市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） それでは、議長のお許しを得まして昨日の答弁に関する訂正をお願いをいたしたいというふうに思います。

昨日の、古川議員の子ども子育て新制度に関連する御質問の中で、私が市内の保育園、幼稚園の定員の数を申し上げましたけれども、その際、公立保育園9園で定員が560人、そして私立保育園が7園で同じく定員が560人、そしてまた公立の幼稚園が八幡幼稚園1園で定数が90人、そして私立の幼稚園が、認定こども園に含まれる幼稚園を含めて2園で290人というふうに御答弁を申し上げましたが、公立の幼稚園のほうで、独立の幼稚園としては八幡幼稚園でございますけれども、いわゆるやまびこ園とみなみ園の5歳児につきましては、本市においてはこれを幼稚園というふうにいたしておりますので、公立幼稚園は独立した八幡幼稚園の90人のほかに、やまびこ園の5歳児の定員が100人、そしてみなみ園の5歳児の定員が70人ということで、この170人を昨日、公立幼稚園の定員として落としておりました。そういうことで、公立の幼稚園はやまびこ園の5歳児、みなみ園の5歳児を入れまして、合計では260人ということになりますので、この点、昨日公立幼稚園は1園で90人と申し上げましたが、園数の勘定の仕方は前のほうの保育園のほうに、やまびこ園、みなみ園は入っておりますけれども、その5歳児、2つの園の定員を落としていた結果になりますので、公立の幼稚園の定員は90人を260人というふうに、訂正をさせていただきたいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽選で決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 清 水 正 照 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、11番 清水正照君の質問を許可いたします。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） おはようございます。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

初めに、牛道川流域の豪雨災害の状況と復旧計画についてお伺いをいたしたいと思います。

去る8月17日朝、牛道川流域を襲った集中豪雨は、牛道地域で大きな災害をもたらしました。阿多岐観測局では、17日朝8時に時間雨量82ミリを観測し、牛道川下流の為真観測所では、警戒水位の1.2メートルを大きく超える3.35メートルの水位を観測し、この観測局の最高水位を更新するなど局地的に記録的な出水となりました。

この集中豪雨により、阿多岐地内の河川、牛道川の護岸の決壊を初め、河川、道路、砂防、林道、治山、農業用取水施設、農作物など、あらゆる面にわたり甚大な被害をもたらしました。応急処置をとっていただいておりますが、これらの災害は生活の基盤として、市民生活に支障をきたすものであり、早期復旧に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、災害状況についてお伺いしますが、河川、道路、砂防、林道等それぞれの分野にわたる災害の発生箇所、また被害額についてお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君の質問に答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） ただいま清水議員さんからの、災害の発生箇所と被害額ということでございますけれども、8月15日から18日の豪雨につきまして、郡上市の土木関係でいいますと、土木災が126カ所の5億3,560万円でございます。林道災につきましては、108カ所の1億460万円、農地農業用施設災としまして54カ所で8,184万円でございます。この数字につきましては、公共災害と単独災害を合わせた数ということで、288カ所の7億2,204万円の被害となっております。

あと、農林水産部のほうの農作物のほうにつきましても答えさせていただきますけれども、被害件数が24件で被害額が335万5,000円ということで、牛道川の流域の被害としましては、そのうち20件で202万4,000円ということになっております。それに参考に郡上土木事務所においてでございますけれども、郡上土木事務所におきましては、河川と道路で28カ所で8億3,900万円の被害と聞いて

ております。治山につきましては被害がなかったという報告を受けておりますし、建設部と郡上土木事務所との被害合計としましては16億1,504万円の被害額となっております。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。数字にあらわれていますように、流域だけでも甚大な被害を受けているということだというふうに思います。そうした箇所の復旧の見通しについて伺いをいたしたいというふうに思います。

豪雨後に道路上に出ております土砂撤去や農業用取水施設の応急処置や危険箇所への立ち入り禁止をするなど、迅速な対応をとっていただきましたが、為真橋ではこの一般質問の通告するときには、まだ通行止めでなっておりました。大変、その時点では市民の生活に支障をきたしておりましたが、為真橋の車両通行止めも9月10に解除されて、今は通行可能となっております。

しかしながら、やはり地元の関係者からは早期復旧を望む声が多く寄せられておるのが現状でございます。

今回の災害を受けた箇所は、以前に災害を受け改修をした箇所も多くあります。災害復旧の際には、現状の復旧にとどまらず、必要に応じた措置をとっていただきたいということを思います。早期復旧に向け、そういった現況復旧以上にできるのか、その辺も含めて今後の復旧計画について伺いをいたしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今後の復旧計画でございますけれども、やはり早期に復旧したいということで、この9月定例議会内に補正予算をお願いしたいと思っております。

災害復旧につきましては、全て災害査定を受検した中で、額が決定しているわけでございますけれども、災害査定につきましては10月下旬から11月の中旬にかけての査定になろうかと思っております。その災害査定を受けた後に、所要の手続をする中で順次、発注に向けていきたいという思いをしております。

また、復旧の方法で、今、議員が言われましたように、現況復旧にとどまらずにという御意見でございましたけれども、やはり災害復旧につきましては、大原則論、現況復旧というのが基本でございますので、御理解していただきたいと思います。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 今、お話いただきました、現況復旧が原則と、基本というようなことですが、やはり白鳥地内ですと、平成11年、また16年、今回の26年というふうな形での災害が起きております。過去を見ますと、同じようなところで水が、なんていいますか、堤防を超すというような状況が続いておるんじゃないかなということを思いますが、やはりそういったところを十分調査していただく中で、やはりまた、別々の予算といいますが、そういったものでやはり対応していただくということも必要ではないかということをおもいます。

やはり毎回毎回、同じような被害にあわれてというということも多くあると思いますので、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今の御質問でございますけれども、やはり現況復旧が大原則でございますので、現地等も確認する中で、やはりもう少し、議員が言われるのは特にブロック積み等の高さ関係だと思っておりますけれども、そういった箇所につきましては、やはり現地を確認する中で、別枠といえますか。その災害事業とは別の形で対応していくこともあろうかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

（11番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。今、部長お話いただいたように、やはり原則としては現況復旧ということは理解するわけですが、やはりそういった形での後のフォローを十分行っていたきたいということを思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それでは、次にこうして災害を受けて、そのうち、また同じような災害がないためにも、やはり災害を未然に防止する、またそれを軽減するための対策についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

土砂崩れ、冠水の恐れがあり、急傾斜地として土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所での出水が多くあったというふうに思います。地元の中西地内ですが、ミダカ洞という谷があるんですが、そこでは堰堤、流路溝が整備されていますが、倒木が流れ横断溝の入口に詰まり、水があふれ土砂が道路に流出、また民家に流れ込みました。

谷の上流には、地滑りをした箇所や倒木が多くあります。このまま放置しておくと、同じような災害が起こる危険性を感じました。土砂災害特別警戒区域に指定されている危険区域について、今回遭った区域はできるだけ早く、被害に遭っていない区域においても次に起こりうる災害を未然に防止し、また軽減するために、行政としてそうした倒木の除去などの対応はできないかお伺いします。

行政だけではということであるようであれば、やはり自治会の意向を聞く中で、やはり行政と自

治会と連携してそういった対応が取れないか、お伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） ただいまの災害を未然に防止するということでございますけれども、先般も土砂災害の危険個所が1,432カ所と郡上市にはあるという中で、小さな谷といいますか、そういった河川がいっぱいありまして、そこに倒木等が流れてきておるといふ箇所が何カ所かはあるということは存じておりますけれども、今後におきましては、やはりそういったところで、住家が連担したりしている危険度の高いところで、自治会の方々が自主的に地区の奉仕作業等で活動していただけるというようなときには、事前に連絡をいただく中で、市としましても、これはやっぱり地元だけの対応では大変やというようなことで、確認等できれば重機等の応援とかは、予算もありますけれども、範囲内で協力していきたいという思いをしておりますので、お願いします。

（11番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。災害の日の当日も多くの皆さんが出られて、やはりそういった土砂、また倒木の除去に当たっていただきました。

また、そしてその後にやはり周辺をこうして歩いてみますと、今ちょうど言いましたような状況で、大変荒れてきておるような現実でございます。そういった中で、やはり自治会と十分連携をとっていただいて、協議していただく中で、やはり地元でできることは地元で。部長言われたように、やっぱり人手を出してやはりやっていく方向だと思いますし、やはり足らない部分を市として対応していただくというような、今、部長が答弁していただきましたとおり、やはりそういったことを、また自治会等でも広く、自治会長会とか、そういったところでも広くを、なんていうんですか、お話いただいて、やはりそういった対応をとっていただければと思いますし、現状は何も災害がなくて、問題なかったということもあるかと思いますが、やはりそういったところについても、今後の課題としてやはり対応していただければということを思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次に、災害時の本庁と白鳥振興事務所、今回牛道川流域というふうなことで、大変、白鳥地域での豪雨災害がありましたので、本庁と白鳥振興事務所との連携であるとか、振興事務所と消防団、自治会との連携についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

今回は、たまたま日曜日に発生をした豪雨災害というようなことで、こうした災害が起こりますと市民の皆さんは、やはり行政であったり消防であったり、そういったところをどうしても頼りにします。

しかしやはり、地域のことは地域で何とかやっていこう、「自分の命は、自分で守る」というような意識の中で、被害の防止拡大や先ほど言いました軽微な被害の復旧には積極的に取り組んでおっていただきます。

今後、起こりうる局地的な災害に対して、今回の牛道川流域で発生したような豪雨災害の教訓を生かしていただいて、やはり全体にかかわらない、やはり局地的に起こることに対しての、やはり対応というのが今後もますます大事ではないかなということを思います。やはりそういった意味で、本庁と白鳥振興事務所との間での指揮命令系統といいますか、人事配置であるとか、情報管理であるとか、そういった危機管理体制が十分機能していたのか、お伺いをいたしたいと思います。

まず、1つお願いをします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、まず白鳥振興事務所との指揮命令とか情報管理等でございます。

まず、経過でございますが、8月16日に午後0時8分に大雨警報が発令されたという中で、まず第一に午後2時40分に、まず振興事務所に対して、やはり消防団との連携が非常に大切だということで、やはり連絡体制の確立を本庁のほうから指示を行ってございます。その後、17日に午前5時白鳥町の牛道川の為真観測局において、水防ダムの待機水位を超えたということでございます。

そこで、振興事務所としては警戒態勢をとって、消防団に対しても待機指示を行っておるという状況でございます。その後、やはり雨量の増加とか、河川の水位の上昇を受けて午前8時に白鳥方面隊、全分団に対して、地域内のパトロールですね、警戒パトロールと、やはり災害防御に当たっていただくように、警戒態勢を要請しておるということでございます。

その後、またやはり牛道川の急激な河川の水位の上昇ということを受けて、市としては流域の自治会の皆さん、自主防災会の方と指定避難所の開設の確認を行って、8時20分に避難準備情報を発令したという状況でございます。

そこで市の体制は、今回の災害にはかかわらず、やはり振興事務所においては所長の指示のもとに、振興課の職員と、また本庁の職員の中で地域派遣職員がございまして、において、やはり地域内のパトロールとか情報収集、消防団、自治会への連絡体制を行っておると。その状況について、本庁には逐次報告をされておるという状況でございます。やはり、現場の状況っていうのは、地域の振興事務所が一番把握できるということで、今回の避難準備情報の発令についても、本庁と振興事務所の連絡体制はとりながら発令したという状況でございます。

（11番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 本庁と振興事務所の関係についてお伺いをいたしました。やはりどうしてもそういった災害が起きると、自治会長さんを初め市民の皆さんは混乱するといいますか、どういった措置をしていったらいいかということで、大変混乱をされると思いますが、今の消防団については、早々に招集されて対応をとられたということですが、やはりその日曜日の発生ということ

で、やはりその辺の平日であれば、職員さんも出て来られていると思いますが、やはり日曜日だったという中で、やはりそういった地域の職員も今の白鳥ですと30人ぐらいというようなことで、なかなかその対応が大変ではなかったかなということを思いました。

今ほどは消防団の関係とか、自治会のということもお話されましたが、やはり自治会との自主防災会との連携というのが、やはり振興事務所また消防団とのそういった連携というのは、災害時においては大変重要ではないかということを思いますが、総務部長の考えをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） やはり今自治会と消防団の連携ということで、今回も消防団の方には、被害が発生する前の段階から待機とか、また、警戒体制の要請を行っていると。その中でもやはりパトロールの実施とか、河川の水位が上昇した8時には、市道の住居の通行どめ、浸水被害の土のうの作製とか、そういうことも依頼してございます。やはり消防団というのは、一番災害時には本来に活動していただく団体でございます。やはり私たちとしても、消防団とやはり連携を深めた中で、今後もそういうようなことを進めていきたいと思います。

また、自治会においても、やはり避難所を開設する上には、地区の集会所の施設ということで、やはりその辺の確認もしていただくような状況でございます。自主避難者への対応とか、そういうことも今回特に自治会の方には行っていたいたというようなことでございますので、やはり自治会、自主防災会との連携も深めていきたいと思ってございます。

そこで、今回本当に自治会の皆さんとか、消防団の皆さんには昼夜問わず御尽力いただきましてまことにありがとうございました。

以上です。

（11番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） そういったことを言いますが、やはり自治会や消防団というのは頼りになるわけですけども、その多分避難指示が出ますと、そういった避難所を開設して、そしてそこに避難をしていただくということなんですけど、その全てが自治会長に集まってくるというようなことだろうと思うんですね。

やはりその自治会長さんが現場も見にゃいかん、現場の対応もせにゃいかん、それにあわせて避難所の開設もして、やはりそこに集まって見たら、避難された人たちの対応にも当たらにゃいかんというようなことでなかったかなということを、ちょっと心配するわけですけども、やはりそういったときに、自治会であるとか、自主防災組織の中である程度役割を分担するとか、もう一つはいろんなその事案について、どこかでまとめて振興事務所とのやりとりをするとか、そういったこと

も徹底していかないと、それぞれの思いをそれぞれが通報するというか、そういったことでまた振興事務所、先ほど言いましたように、本当に少ない職員さんが一生懸命頑張っているというような状況の中で、やはりその対応に追われて、なかなか実際の活動ができないということも起こりますので、やはりそういったことに対して今後のその自主防災会であるとか、自治会の組織がやはりそういった災害時の対応についてお考えをいただければと思いますが、それについていかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 特に今言われましたように、自主防災会の方には避難所開設したときに、やはり地域の方の安否確認とか、そういうことも入ってきます。その中でやはり開設した場合には、職員においてもその開設のときに、やはりその避難所に行き、防災会の方と一緒にその辺の安否確認等々今後どうするかということも検討していかなければならないということでございます。

それで、全体的に職員数が足りないのじゃないかというようなことでございますが、やはりその辺はよく今後も今回のことを踏まえながら、検討してよりよいやはり災害に対することに一層努めていきたいというふうに考えてございます。

（11番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。そういった形で、いい組織といいますか、やはりいろんな、スムーズに行くような組織を確保していただければということを思いますし、僕も当日ずっと回らせてもらいました。

阿多岐地域は大変な出水でして、避難所の横の両方から排水路に入り切らん水があふれておるといような状況で、そこへは当時避難された方も何人かあったようですが、僕が行ったときには、もう帰られた後でしたけども、やはりそういった形で通常時でもそうですが、災害に備える組織づくりをもう一回考えていただければ、これは市役所ばかりでなく、やはり自治会、消防団、そういう連携が一番大事だと思いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。

きのうも同僚議員から中山間地域の振興というようにお話もございましたが、過疎、辺地地域の振興策について市長にお伺いをいたしたいというふうに思います。

この4月に住民自治基本条例が制定、施行されております。市民の権利、役割と責務、また市長の責務といいますか、そういったことが示されておりますが、こうした条例に定められたことを、より具体化、事業化していくために、地域の実態を細かく調査していただいて、その調査結果に基づいた振興策といいますか、を講じていくことが必要じゃないかなということを思います。

今も議会では議会基本条例ということで検討をしておりますが、やはりそういった省令に定めら

れたことをやはり具体化していくということも、今後必要じゃないかなということを思います。

現在では、過疎地域に対して地域おこし応援隊を派遣するなど、やはり地域の活性化、また地域の底上げを図っていただいております。辺地のところにも協力隊を派遣をいただいておりますというような状況です。

でも、市内こうしてきのう市長からは、郡上市全体が中山間地域であるというようなお話をいただきました。しかしながら、市内でもやはり中心部に住む人と、山間部といいますか、ちょっと離れたところに住む人では、やはり市役所へ行くにしても、病院に行くにしても、買い物に行くにしても大変不便を感じておられる方が多いんじゃないかなということを思います。

この前の新聞でしたが、平成の合併の評価について、県と岐阜経済大学の共同調査が行われ、それが紙面に載っておりましたが、首長の6割が合併したことを評価しているのに対して、住民は4割にとどまっているというような報道がありました。中でも、本庁のない周辺部の住民ほど不満を感じている割合が高く、行政と住民の間にある意識のギャップをいかに縮めていくのか、これは今後の課題であるというようなことが書いてありました。

市長はそうして岐阜新聞の「シニア新時代」の中で、「今後は地域事情にあわせてより細かなサービスを行っていくほか、住民相互の助け合いの仕組みをつくるよう働きかけたい」と、市民に対しての思いを述べられておりますし、国に対しても「農山村で働き、子育てができるよう産業の活性化や基盤整備など、バランスのとれた政策を望む」と述べられております。過疎、辺地地域の振興について、将来を見据えたやはり行政と住民が一体となった、より積極的な取り組みが必要だというふうに思います。市としてどのような振興策をとり、この地域を残していくのか、市長にお考えをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、まず御指摘のありましたことしの3月に議会において制定をしていただきました郡上市の「住民自治基本条例」、この基本的な考え方でありすけれども、やはりこれからの郡上市の地域づくりというものは、もちろん私ども市の執行部や、あるいは議会というものが真剣にこれに取り組むべきことはもちろんでありますけれども、さらにやはり市民の皆さんが自主的にこの自分たちの住んでいる地域、あるいは大きくは郡上市をどうしていくかということにおいて、やはり主体的に取り組んでいただくという、そういう理念をうたったものであります。

いわば三者がそれぞれの役割を果たしていくということでありまして、そしてそういう住民の皆さんの主体的な取り組みのとりでとなるものとして、市長は何らかのそういう住民自治の推進組織をつくるものとするという条例の規定にも根拠を置きながら、今回それぞれの7つの地域ごとに、地域協議会というものをまずはつくっていただいたということでもあります。

そして、私がたびたび申しておりますように、市民の皆さんの地域づくりのそうした組織というものは、今回の7つの単位の地域協議会はその考え方であり、それにとどまらず、これまでも既に幾つか取り組んでおられる各もっと細かい地域地域のいろんな取り組み、また郡上市全体としてテーマごとに横断的に組織されてるいろんなNPOであるとか、ボランティア組織であるとかそういったもの、こういうものが本当に連携をし合って、そして取り組んでいくという、まさにこれからは市民の皆さんの総力を上げて地域づくりをしていくということで取り組んでいきたいというふうに思っております。

そして、ただいまもお話ありました今回岐阜県と岐阜経済大学が合同でついていますか、あれは県からの委託によって岐阜経済大学の先生方が主に調査の実務に当たっていただいたわけですが、今回の平成の合併というものをどう評価するかと。それを自治体の当局者である首長や、あるいは元首長、元議員、あるいは一般の市民の皆さん、そういう立場の違う方々からいろいろと評価をいただいたものであります。

御指摘にもありましたように、私もそのようにアンケートに回答いたしましたが、合併以来10年間の歩みを振り返って見ますと、やはり相当福祉の面であるとか、いろんな面で合併以前よりも前進をした面は、私どもはたくさんあるというふうに自負をいたしております。

そういう意味で、合併ということについて首長や、そういう当局者はどちらかといえば前向きな評価をしがちだというふうに思いますけども、一方市民の皆さんからすると、我々もよく聞くことですけども、「合併しても何もいいことがなかった」というようなことをおっしゃる方もいらっしゃいますし、一定の成果をやはり客観的に見ていただいている方々もいらっしゃるかと思いますけれども、私は総じてしかし郡上市の場合は、よく「合併をすると中心部のみ栄えて、周辺部は衰退の一途をたどっておる」というようなことを言われますけども、私は郡上市の場合は7つの町村が対等合併をするという中で、それぞれにやはり地域の特性を生かして、地域を維持、存続していくという観点から、公平公正な、そして市のそういったいろんな条件不利の地域にも、私はそれぞれ配慮を加えた温かい手を差し伸べながら、ともに歩んできたというふうに評価はいたしておるところでございます。

これは自己評価でありますので、当事者である皆さんが「いや、そうではない」という反論もあるかもしれませんが、総じてしかし私は郡上市の場合は、そうした点にも十分配慮をしながらやってきたんじゃないかというふうに思ってます。

かねがね郡上市は合併しても、一つの郡上ということと、一つ一つの郡上ということで、やはりそれぞれの地域が特色を生かした地域づくりをやっているまいかと、こういうことでやってきたというふうに思っております。

合併10年を迎えて、いわゆる「ずっと郡上、もっと郡上」ということを言っておりますが、この

「ずっと郡上、もっと郡上」であるためには、それを構成をしている一つ一つの地域、それが旧町村単位であったり、さらにそれよりも細かい各集落単位であったりというところが特色を生かして元気でなければ、「ずっと郡上、もっと郡上」も絵そらごとになってしまうというふうに思っております。

そういう意味で、御指摘の過疎地域であるとか、郡上市の場合は法的な意味の過疎地域は明宝と和良でございますけれども、それ以外の例えばよくすぐ頭に浮かびますのは、石徹白であるとか、小那比であるとか、そういった地域が本当に危機感と裏腹の関係ですけれども、市民の皆さんが真剣に取り組んでいただいているというふうに思います。

過日も、総務省のほうから過疎対策室長が来ましたが、岐阜県へ来ると、今の例えば和良や明宝の取り組みと、しかも特に行政の取り組みというよりも、住民の皆さんが積極的に取り組んでいると、こういう実情を見て帰りたいということで、県の紹介で見に来てくれましたけれども、私は今例えば和良や明宝で取り組んでおられるいろんな動き、今例えば明宝では、地域のいろんな情報をお互いに共有しようじゃないかというようなことで、明宝出版というような、地域内において1カ月に1回、その地域の情報を各戸配布しながら、共有しながら頑張っていこうじゃないかと、このような動きがありますし、例えば和良では和良おこしのための公民館というような形で、古民家を再生をして、そこを拠点にいろいろと頑張っていこうじゃないかと、こういう動きが出ております。

あるいは、法律的な過疎地域ではありませんけれども、石徹白では例えば子どもを持った方々の移住、定住の促進というようなことで、今取り組んでおられる小水力発電なんかの動きとともに、真剣に地域づくりをやっていただいておりますというふうに思っております。

これからもそういうやはり主体は、あくまでも私はその地域に住む人たちが、自分たちがこの地域で長く住み続けていきたいと、そのためには、我々はこうしたい、ああしたい、そしてそういう中に自分たちではできない、行政もこういうことをやってくれと、そういう取り組みを今後も進めていっていただきたいというふうに思いますけれども、そういうものを私たちは全力を挙げてももちろんサポートをしたいと思いますし、またもちろん単にそれは住民の皆さんのお考えや汗というようなものだけにお任せしなくて、やはり行政としても、「こうしたらどうですか、ああしたらどうですか」ということも、やはり提言をしなきゃいかんというふうに思っております。

そういうことのやはりいろんな意味で考え、そして行動に移す部隊が、やはり地域協議会であり、そういうものの一つの交換の場といいますかね、交流の場が地域協議会であり、そしてその行政として重要な役割を担っているのは、地域振興事務所であるということで、振興事務所と本庁ももちろん災害ばかりではございません。

これは十分連携をとりながら、やってまいりたいというふうに思っておりますので、ただいま申

し上げたような基本的な考え方で、郡上市内でできるだけ今後ともいろんな周辺地域も含めて、皆さんが住み続けられるような、そうした施策に努力をしていきたいというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。今ほど市長さん言われた、地域は本当に真剣にそこそこ地域を残していこうと、石徹白ですと30年後にも小学校というような形で真剣に取り組んで見えると聞きます。

しかしながら、やはりそのちょっと離れた、そんなに過疎でもない、奥でもないというような地域については、なかなかそういった取り組みがあるんでしょうけども、なかなかそこまでの取り組みがなされていないような気がいたしております。

そういった中で、やはりそういった過疎地域の取り組みが、また辺地地域っていいですかね、そういったところでも同じような取り組みなされて、やはりその自然環境であったり、農地保全であったり、あるいはコミュニティーの醸成であったりとか、そういったことにつながってくるような取り組みがなされるといいのかなということを思いますし、何かちょっと中途半端といいますか、感じもしないでもないということで、やはりその全体的な今の底上げを図っていただくような取り組みをしていただければということを思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、清水正照君の質問を終了いたします。

◇ 田 中 康 久 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、2番 田中康久君の質問を許可いたします。

2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、大きく3点、1つ目が新市建設計画の実施計画について、2つ目が安心・安全についての取り組み、3つ目が教育についてお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目の新市建設計画の実施計画について、市長にお聞きいたします。

新市建設計画の実施計画とは、今後の郡上市の投資的な建設的な予算の具体的な計画であります。例えば、何年度にはこういう事業を行いますよと、この部分にはここを修繕しますよというような、具体的な投資的な計画ですが、この計画が少子高齢化や人口減少など、現在の課題に対応した計画になっているのか、将来を見据えた投資計画になっているか疑問であります。

なぜなら、事業のほとんどが合併前の計画の先送りされたものにすぎず、本来必要である維持補

修を有利な起債で行おうとするものであるものにすぎないからであります。それは、必要ではあります、現状維持にすぎず、いわば受け身的な対応であります。そして、現在の郡上市の人口減少下では、現状維持は現状維持ではございません。つまり、この計画を実行すれば、郡上市はこうなっているよと、さらなる飛躍があるよということを将来世代に説明できるものではないというふうに思います。これは、実施計画のローリング作業がボトムアップで行われているためではないかというふうに思います。

現在は、各振興事務所や各部から上がってくる事業を精査して事業をふやしたり、削ったり、精査する作業を行っておりますが、それだけではなく、例えば、このたび設置されている人口問題対策本部から建設計画に何らかの事業を入れていくというような役割を与えれば、より現在の課題に対応した将来を見据えたプロジェクトが事業計画に反映されるのではないかというふうに思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

御質問の新市建設計画でありますけれども、これは、合併をするときに、合併前の町村がお互いに協議をして策定をしたものでありまして、本来は平成25年度までで終了するところでございました。しかし、御承知のように、合併特例債の使用期限が全国的に大震災の被災地以外のところについては5年間延びたということによって、平成26年度から30年度までの新たに5年間の計画期間を追加をしたものであります。

そして、当然、郡上市としては、その合併特例債というものを、本来活用できる枠を全部使っておりませんでしたので、そういうものをこの新市建設計画のいわば新しい5カ年の計画の中に活用しながら、必要な基盤整備等をやっていこうということで立てたものであります。

今、お話しありました実施計画のもとになっている文言で書いたところの、基本計画といいますか、そういうものの中には、新しい時代への対応ということで、新エネルギー対策であるとか、防災対策であるとか、いろんなものを入れております。そういう中で、お示しをした実施計画は、確かに5年間の総投資額を大体200億円というふうに見積もって、かなり事細かな事業名を現在は列挙しております。

しかし、この実施計画は、これをお示しをしたときにもお話をしましたように、確かに積み残しのものがたくさんございます。それは、当然10年間の新市建設計画は、当初は1,000億円程度の事業計画ということで出発をして、いろんな、あれもやりたい、これもやりたいということの中で出発したわけですが、実際には650億円ぐらいの事業しかできなかったわけですから、延長された5カ年間に、当然地域の要望の強いいろんな基盤整備というものは、この中に入っているというふ

うにと思いますが、しかしながら、当時なかったものも若干は入れてあります。例えば、文化施設的なもの等については、今、市の関係者から要請がございます歴史資料館的なもの、あるいは非常に価値のある美術工芸品というようなものをどう収蔵、展示するかというような課題にも応えたいというような考えのもとに、そういうものも計画の中には入れてございますが、しかし、いずれにしろ、申しあげましたように、これを固定的に考えてるわけではなくて、ぜひ我々も、先ほどお話しありましたように、新しい課題、日々変わってまいります。そういう課題に対応するために、弾力的に予算編成を通じて、必要な緊急を要するものはこの中へ計上すべき性格の事業については、この中に組み込みながら対応をしていきたいというふうに思っております。

御指摘の少子高齢化とか、いろんなことについての対応策というのは、確かにこの実施計画にあるハード主体の計画ばかりではなくて、ソフトの政策が大いに関係するだろうというふうに思っております。もちろんハードもあると思いますので、ハードの事業については、弾力的にこの実施計画に盛り込むというか、そういう形で予算編成をしていきたいというふうに思っております。

ぜひ、議会の側からも、こういう新しい時代の課題に対応して、こういうことをやるべきだという御提言があれば、ぜひ御提言をいただきたいというふうに思っております。

(2 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2 番（田中康久君） ありがとうございます。この実施計画というのは、先ほど市長がおっしゃいましたように、合併前のこれから積み残してきた事業をやっていくという部分になっておりますので、今の郡上市の置かれている現状、危機感とか、危機意識という部分が十分に反映されておるのではないというふうに思っております。

今、国のほうでも地方創生、きのうから議論になっておりますけれども、地方創生担当ということで、地方に対する、地方の再生なくして日本の再生なしということで、力強く政権がやっておってくれておりますけれども、今まで、例えば予算を、国の予算を見ておりましても、国土交通省が同じような予算を出しておったり、農林水産省が同じような予算を出しておったり、総務省が同じような予算を出しておったりするような現状ですが、この中で、地方創生担当相というものの、大臣として設置されて、恐らく交通整理されて、これからの地方創生のあるべき道っていうものを示していけるということであると思いますので、また、議会も一緒になって議論していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして、2 点目、先ほども出ましたけども、安心・安全についてでございます。

以前、避難所の耐震の状況や、自治会に対する耐震補助の助成に対して一般質問いたしまして、この予算化をしていただきました。市民の安心・安全に資する取り組みであると感じておりますし、大いに評価するものであります。

しかし、先ほどもお話しがございましたが、災害時には自助がなによりも大切になるというふうに思います。災害から自分や家族を守るために、自助を促す日を市独自で設けて、自助に対する市民の意識を高めるべきではないかというふうに思います。今でも、毎月28日に防災点検の日として、家具の固定化をしましょうとか、ブザーの電池を確認しましょうとか、そういう点検の日を設けているというふうに聞いておりますけれども、なかなか市民に浸透しておらないのが現状じゃないかというふうに思っておりますし、大々的に、例えば、28日にこれを行っておりますので、例えば、9月に防災訓練があったら、それと半年おくれの月ぐらいに大々的に郡上市減災の日というものを作って、市民一斉にそういった自助を促すような日を作ることによって、一人でも多くの市民の命が救われることにつながるのではないかというふうに考えるんですけども、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思いますが、今、お話がありましたように、日本国全体としては関東大震災を記念した9月1日というのが、いわば国民的な意味の防災の日であります。そしてまた、岐阜県においては、明治時代に、明治24年に起きた濃尾大震災、この起きた、発災した、10月28日に起きたわけですがけれども、この28日というのを記念をして、毎月28日を県民防災点検の日というふうに定めて、郡上市においても音告などで、きょうは防災点検の日ですということで、いろいろ呼びかけております。そういうことから、都合13回、防災の点検なり防災の日があるわけでありまして、私としては、もちろん田中議員がおっしゃるように、全くこれとは別個に郡上減災の日ですと、きょうはというのも一つの手かと思いますが、余りたくさん防災の日、防災点検の日というようなものを設けても、市民の皆さんが何だというようなことにもなろうかと思しますので、私の考え方としては、今あるものの中で、例えば28日、毎月28日の防災点検の日のうち、特にこの日を郡上市の減災・防災の日というように定めても、それはいいかと思います。

そういうことで、確かに重要なことは、マンネリになって、毎月毎月きょうは防災点検の日ですって同じことを言ってるというより、少しテーマを決めて、今月はこういうことに注意しましょうとか、そういうようなことが必要なのかなとも思いますが、御提言の趣旨をよく踏まえて、今後のこういう防災の意識の啓発といいますか、周知徹底について検討してまいりたいというふうに思います。

特に、お話がありましたように、災害は、自助、共助、公助といいますけれども、その自助の面は、本当に大切でありますので、これは、啓発の面でも重点を置いてやっていきたいというふうに思います。

（2番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） 1回、28日の、毎月28日の日にどのぐらい浸透してるかどうかと言うことを調査していただいて、より市民の皆さんが自分の命を自分で守れるように、少しでも多くの命が救われるような形で、ぜひ減災の日を考えていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、偕楽園の安心・安全について伺いをいたします。

偕楽園は、防災の観点からいえば、災害弱者の皆さんが生活されてる場であります。そこで、災害時の避難対応はどうであるか、さきの集中豪雨ではどのような状態であったか、そして、全員の方が避難所まで避難されるのにどのぐらいの時間がかかるか、担当部長にお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 偕楽園の避難体制について御質問をいただきました。郡上偕楽園では、災害時における利用者の避難を迅速かつ適切に行うための水害避難マニュアルというものを備えてございます。

このマニュアルでございますけれども、大雨や洪水警報等が発令された場合に、そこに勤務をしております職員がとるべき具体的な行動内容であったり、リフト付きのワゴン車や大型バスといった避難用の車両、さらに物資を搬送する車両、計画の中では12台を配置をして対処するという形になってございます。あわせて、利用者のそのバスへの誘導であったり、利用者ごとの状態に応じた乗車の順番であったり乗車の場所、さらには非常用食品であったり、おむつであったり、寝具、こういった搬送物資の内容を詳細かつ具体的に定めているものでございます。

そして、連絡・連携体制につきましては、職員に対する緊急連絡網の整備は当然のことでございますけれども、関係する大和振興事務所に対する災害派遣職員であったり、消防団の応援要請、避難用の特殊車両を確保するために、社会福祉協議会との連携であったり、避難先につきましては、大和の中学校の体育館というところを定めてございますが、そちらの使用に係る手配であったり、また、虚弱な利用者を搬送するための消防署、市内にございます老人福祉施設、また、医療機関への協力要請、こんなところもこのマニュアルの中で、一定程度定めをさせていただいているというところでございます。

そこで、過日、8月の18日の豪雨に伴う対応でございますけれども、大雨警報が発令された時点では、3人の警戒職員によりまず第1次警戒態勢を敷きました。早朝からの河川水位が、堤防道路高2.5メートル下がりというところまでの状況になりましたので、この時点において2次警戒態勢に切りかえまして、管理職、監督職含めて11人の職員を招集をして、緊急会議を開催をしたというところでございます。会議では、いつでも避難ができるように、利用者の避難名簿の作成であるとか、ショートステイの利用者への対応、給食の調整であるとか、関係機関への事前の連絡、こんなところに取り組んだところでございます。

その後におきましては、雨が小康状態になって、河川水位も下がり始めたというところから、本庁、さらに偕楽園長等との関係の協議の中から、2次体制を1次態勢に切りかえたというところで、おかげさまで大事には至らなかったというところが、過日の豪雨によります対応でございます。

次に、避難の時間についての御質問でございますけれども、偕楽園では過去に3回の避難実績がございます。

ここで、先ほど第3次態勢という話を、済みません、第2次態勢がここ最近の、先ほど御説明しました8月の午後の対応でございましたが、3次態勢というところで、これは、全職員を緊急招集するという態勢になります。過去3回の実績の中では、全職員に対する緊急招集から、緊急招集の指示から、全ての利用者さんが避難完了までの時間がおよそ2時間というところが実績でございます。

現在、郡上偕楽園には養護が38人、特養で80人の利用者さんがみえるということで、避難時におきましては、自力歩行が可能な方、また車椅子の必要な方、また、中にはたん吸引であるとか、在宅酸素、体調が不良で病院搬送が必要な方など、さまざまな対処が求められます。

最近では、気象データが瞬時に確認ができるということであったり、雨量の履歴また予測、県のシステムにおきましては、河川の水位情報というものが、把握が可能になってきております。

また、過去の3回のこの避難実績ということを踏まえて、先ほど申しましたこのマニュアルにつきましても、見直しを行ってきております。

あわせて、配置、いわゆる避難用の車両の配備も含めた模擬訓練というようなところも、今後、実施をさせていただくということから、避難完了に要する時間を極力短縮できるよう、体制の強化に努めてまいりたいということを思いますので、よろしくお願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 私たちのようにある程度健康で、すぐ逃げれるというような状況ではないということがわかりました。

特に偕楽園の立地に関して市長にお伺いしたいんですけれども、水害が予想されたり豪雨のときに、市長が偕楽園まで足を伸ばされて状況を確認されたりしているということはよく存じておりますけれども、現在の偕楽園の立地について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) お答えをいたします。

偕楽園には特別養護老人ホーム、あるいは養護老人ホーム、そしてショートステイ、こうした方々がお入りになり、利用されてるわけですから、今お話があったように、いざというようなときには移動についても難儀をされる方が大変多いわけであります。

そういう意味で、結論からいえば、現在の郡上偕楽園の立地は決して万全のものではないと、現在の長良川の状況からいってというふうに思っております。

しかしながら、ここにつきましては、昭和29年に現在地に移ってきてると、養老院という形で来てるわけですので、60年間の歴史があるわけです。当時、立地当時、今ほど水が出なかったのかも知れません。そのときの、今は大変気象が荒く、荒っぽくなっておりますので、集中豪雨、そしてまた、上流からの流出というものも非常に早くなっている、時間がです。というようなことから、当時は違ったかもしれませんが、今のいろいろ気象の状況や、長良川の水の出方からすると、決して私は万全で安心なものではないというふうに思っております、こういう形で一々、こういう水害等の予想がされるときに、移動の困難な方を移動しなきゃいけないということ自身が、大変入所者に対しても負担をかけることでありますし、また、うまく間に合えばいいですけども、もし間に合わない場合とかっていうことを考えますと、心配の種は尽きないというのが実状のところでございます。

しかし、その対処として、確かに現在地は危険ならば動かしたらどうだという考え方もあろうかと思えます。しかし、動かすには大変な財政負担も要りますので、まずは、私どものとるべきこととしては、河川管理者である県に対して、やはり今以上に、少しでも河川の安全ということに対して、河川改修等いろいろできる手を打ってほしいということ、やはり強く申し上げることだというふうに思いまして、私も、これまで何度か県庁の県土整備部、特に河川課長さんのほうへはいろいろお願いをしております、現地も見させていただいたり、この間、別の要望に行ったときもその話をしました。これまでも、平成11年と、たしか16年の大きく長良川、出水したときに、あそこの部分を水がすこしでも速く流れるようにということで、あるいは堤防強化というようなことで、いろいろ河川改修をやっていたり、堆積をしている土砂の掘削、しゅんせつをしていただいたりしております。そういうことで、やはり、けさも私、長鉄の車窓からずっと見てきたんですが、かなりこの辺を取ってもらいたいんじゃないかななんて思うところが大分ありましたけれども、ぜひ、そういう意味で、一つは、やはり河川の改修ということに力を入れていってもらうよう、我々も努力をしたいというふうに思っております。

それから2つ目は、やはり先ほど申し上げたいざというときの緊急避難というものの、練度というか、そういうものを上げていくということで、現在は、何かというときに、この入所者を一遍に全員を移動をすることを考えておりますが、できれば、例えば、そのうち半分ぐらいの方は、比較的移動のしやすい方は、前もって先発組でちょっと先にもう、あらかじめ何らかのことが予想されたら、うんと早目に例えば避難をしておいて、後、どうしてもぎりぎりのところで移動困難の方に、どうしても最後、最終的に移動しなければならないというような事態になったときに、残った半分、あるいはそれより少なくかもしれませんが、そういう方々を移動してもらうとかっていうような、

こういう避難のあり方についても、さらに改善、工夫をする必要があるというふうに思っております。

そのようなことで、結論的には決して好ましい、安心なところではないわけですが、現実的に打てる手を打ちながら、ここの施設の立地のあり方については、中長期的にやはり考えていかなければならないというふうに思っています。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 中長期的に考えていただけるということですが、先ほどの建設計画の話ではございませんが、県のほうで、河川のほうで見通しがあるなら別ですけども、そういうようなものがないような状況の中で、それを今、偕楽園を移転させるべきかどうかを考えるのは今だというふうに考えます。

避難をされる、先ほど市長が例に挙げられました前に避難をされたときのお話を聞かせていただいたことがあるんですけども、職員の方が、利用者さんをおんぶされて移動されるときに、おばあちゃんが、もうわしゃあここから動きとうないと、泣きながら、要するに移動することを拒まれたってというようなお話も聞いております。そういうような現状でございますし、本当に市長もおっしゃったような精神的な負担だとか、きょうも水位がふえとるわいってということで、おちおち眠れんとか、いつ雨が降るか。この前は、8月、きのういただいた8月17日の午前9時のデータだと、3.89メートルでしたけれども、それはたまたま午前、朝の9時でしたけれども、それが深夜になるかもしれませんし、早朝になるかもしれないです。そういうような状況でございます。

また、市長、きのう答弁されましたけども、災害に関して災害の専門家が何を言うかという、想定を信じるなということをして市長、おっしゃいました。先ほど、今、冒頭言いましたけども、偕楽園の移転を考える時期というのは、中長期的ではなくて、まさに今考えるべきだというふうに思いますが、それでも市長は中長期的とおっしゃいますか。今、考えてみたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) もちろん、今、真剣に考えながら、対応としては今すぐというのはなかなか難しいので、一つ中長期的に視野を見ながら考えてまいりたいというふうに思います。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) すぐに考えましょうか。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 当面、いろいろと検討はさせていただきたいと思いますが、私の今の任

期があるうちに、一つの検討はしたいというふうに思います。

(2番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） ありがとうございます。命にかかわる問題ですので、ぜひよろしくお願いをいたします。

続きまして、安心・安全についての3点目、セーフコミュニティについて質問をいたします。

これは、事故や事件を防ぎ、安全な地域をつくるためのセーフコミュニティという国際的な認証は、市民の命を守るためにも、国際観光都市を目指す本市にとっても必要ではないかというふうに考え、質問をいたします。

セーフコミュニティとは、事故やけがは偶然の結果ではなく、予防できるという考えのもと、行政はもちろん、地域住民、NPO、関係民間団体など、多くの主体の協働により、安全な地域をつくることを目的とするものであります。

具体的には、さまざまな記録から、地域で発生した交通事故、火災、犯罪、暴力、自殺がいつでもどのように発生したのか、その原因を究明し、多様な主体を連携させ、それらのリスクを減らす活動であります。

高齢化が進み、事故やけが、火災のリスクも高まっていくことが予想をされます。そして、セーフコミュニティは、先ほど申し上げました国際認証でもあり、観光都市である本市の安全性を国際的にもPRできるものと考えます。セーフコミュニティについての市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） セーフコミュニティという考え方は、ただいまお話がありましたように、これは、たしかスウェーデンかどこかで始まった一つの考え方で、その特徴は、非常に私たちが生活していく上で起こり得るあらゆる危険、それは、犯罪であったり、自然災害であったり、交通事故であったり、いろいろするわけですが、そういうあらゆる危険を過去のデータをもとにしながら、科学的に検証をして、科学的にその防止対策を講ずると、こういうもので、非常に、いかにも西洋のやはり科学的な思考の産物であるというふうに思っております。

これまでも、保健、福祉部の職員が、かなりこのセーフコミュニティについて突っ込んだ検討をしてくれて、全国のそういうものに取り組んでいる自治体の実態調査等もいたしました。

したがって、もちろん非常に取り組むべきものであるというふうには思っておりますが、問題は、その国際認証を受けるということの、手数料といいますか、費用、そういったものと、確かに観光都市を標榜するならば、この国際認証を受けたセーフコミュニティでありますよということは、一つのアナウンスメント効果とはなりますけれども、私たちはこの検討の中で、その実質、取り組み

の精神、基本的な精神、あるいはそのメソッドといいますか、そういった手法というものを学んで実行すれば、必ずしもこの国際認証のセーフコミュニティに認証を目指すということでもなくともよいのではないかとこのように考えておるところであります。

もともと郡上市には、市民生活安全条例というようなものも既に制定をされておりまして、市のいろんな、あらゆる安全に関する団体、組織が一堂に会して、この郡上市の安全の状況を確認をしながら取り組みを進めていると、こういうことでありますので、私は、考え方は一緒だと思います。したがって、あえてセーフコミュニティという一定の国際機関が認証する認証に挑戦しなくとも、その実質を郡上市としては、安全ということを手法とかいろんなものを学びながら確保していくという考え方で、今はいいのではないかと考えております。

(2番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） 目的は、市民の皆さんが一人でもけがをしなかったり、安全で暮らしていただくことですので、市長のおっしゃるとおりだというふうに納得しましたけども、例えば、健康福祉部の皆さんが調査、研究されとったのは、主に自殺対策であったり、健康福祉部内のことだと思いますので、ぜひ総務部や警察の方々と連携して、科学的に事故や事件、犯罪を未然に防ぐような取り組みをぜひ立ち上げていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。続きまして、病児保育についてお聞きいたします。

9月5日の岐阜新聞の朝刊にも、県の病児保育への取り組みが特集をされておりました。子どもが病気になったときにそばにいたいのが親心であります、お父さん、お母さんのお仕事によっては、そういったことがまだ十分にできるような環境であるとは言いがたい状況であります。

そこで、実態調査を以前この場でお願いをいたしておりますので、アンケートをとっていただきました。その結果をまず白鳥病院事務局長に教えていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 国保白鳥病院事務局長 藤代求君。

○国保白鳥病院事務局長（藤代 求君） アンケートの結果でございますけども、郡上市民病院に病児保育室がございますが、北部の方の利用は大変不便であるということで、市内北部地域の方の病児保育に対するニーズ把握ということを目的にいたしまして、昨年9月、1カ月間かけまして、白鳥病院の小児科を受診されたお子さんの保護者の方を対象に、アンケート調査を実施いたしました。

9月の診療、実質19日間でございますが、合計186人から回答をいただいております。主な回答結果ということで御紹介させていただきますと、「この1年間で勤務日に子どもさんが病気などで通学・通園できず、困ったことがあったか」という、そういう問いに対しては、「困ったことがあった」と回答された方は36.5%でございました。また、「白鳥病院に病児保育室ができれば利用し

ますか」という、そういう問いに対しては、「利用したい」という方が59.6%、さらに、「白鳥病院に病児保育室は必要だと思いますか」という問いに対しては、「必要だと思う」という答えた方が88.9%となりました。困ったことがあるという方は3分の1強、あれば利用したいという方が6割なので、困ったことはないけども、困ったときには利用したいという方も含めて6割、さらに、困ったことがないという方が4割ぐらいみえるんですけども、必要か必要でないかという、必要だと思うという方が約9割という、そういった結果でございました。

これとは別に、昨年12月に郡上市が行いました子育て支援に対するアンケート調査というものがございまして、対象は、市内全域から抽出した就学前児童のいる家庭と、小学5年生までの子どもさんがいる家庭ということで、回答者数は2,103件でございました。これの主な回答結果ですが、子どもさんが病気なので通園・通学できなかった場合の対処法についてということで、この場合、就学前児童では、母親が休んだが66.9%、父親が休んだが14.7%ということで、どちらも1年間に休んだことがあるという方もみえるので、複数回答がございすけども、父親か母親が休んだという家庭は、単純に合計すると8割以上、小学生でも若干下がりますけども、7割ほどが休んで対応されているということで、そういった家庭は多いということはわかりました。また、母親が休んだとか父親が休んだという回答をした方に、保育施設があれば利用したいかということでは、就学前児童で24.5、小学生では13.8%が利用したいということでございます。

2つのアンケートの結果から、病児保育に対する期待とニーズはあるということがわかりまして、公立病院としてもそういった使命はあるというふうに考えておりますけども、病児保育を開設するには、市民病院の場合は建設当初からそういう計画で建てておりますけども、白鳥病院においては、現在のスペースの中で捻出するというのは、すぐにということはなかなか困難な状況にございます。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 市長は、このアンケート結果をどう捉えられて、白鳥病院に対する病児保育に対してどう思われるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 子育て支援の充実ということをこれからの政策の重点と考えておりますので、大変大切なことということで、何とか可能性を求めて検討したいというふうに思います。

ただ、白鳥病院でやるのか、あるいはその他の場所でやるのかとか、人的な問題をどうするのかと、そういう問題を十分検討したいと思います。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) ありがとうございました。前向きな御答弁だったと感じました。

もう1問いいですか。ありがとうございます。

それでは、最後に教育についてお聞かせ、教育長、済いません、お願いいたします。昭和に対する知識が風化している現状をどう捉え、どう伝えていくかを教育長に質問をいたします。

8月15日の正午、さきの大戦で亡くなられた方々に心より哀悼の誠を捧げました。幼いころより、南方に従軍した祖父に戦争体験を教えてもらっておりましたけども、戦争体験を生で聞けるのは、私たちの世代ぐらいだったかなというふうに思っております。

厚労省によれば、戦没者230万人、外地での一般邦人30万人、内地での戦災死者50万人、合わせて310万人の方々のとうとい命が失われた戦争でございました。戦没者の6割が餓死であったとの説もあります。子どもが生まれたばかりの方々もみえたと思います。幼い息子や娘、家族を残し、餓死された方々のことを考えずにはられません。

2000年にNHKが行った世論調査でも、だんだんと昭和に対する記憶が風化しているというふうなデータが示されております。そこで、中学校で行われている近現代教育の現状と、戦争体験者が減少し、体験を口伝される機会が減りつつある現在に対して、どのようにそういった経験を時代に引き継いでいくべきか、教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。大変申しわけございません、時間がなくて。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、端的にお答えをしたいと思いますけれども、中学校では、戦争の原因それから経過、そして戦時体制下の国民生活、さらにはそれに伴う参加について学ぶことになっていますが、大体、昭和の歴史は33時間学習をします。

御質問の趣旨の戦争体験をいかにこれから引き継いでいくかということですが、その授業の中で、やはり現在、まだ戦争体験をされた方の聞き取り調査、それから聞き取り調査について、それを例えば資料化をしていく、あるいは何らかの冊子にまとめていくという、そういった具体的な学習をするっていうことがまずは大事だというふうに思いますし、それからもう一つは、資料館、博物館、そういったところにはその歴史に関する、とりわけその戦争に関する資料は幾つもございますので、そういったところで実際にものを見ながら学習をするということも必要だろうというふうに思います。

あわせて、これは、社会科の学習とは多少離れますけれども、文学作品、例えば、「火垂るの墓」だとか、あるいは「おとなになれなかった弟たちに」、これは、米倉斉加年さんの本ですけども、そういったものを学習をするということによって、戦争についての具体的な理解っていうのはできるんじゃないかというふうに思っております。

ただ、こういったことを学校の授業の時間の中では非常に限られておりますので、現在進めております郡上市史の編さんの中で、今回は近現代史が多分中心になるというふうに思っておりますの

で、そういった中で、既に集められている資料も含めて、戦争にかかわるその資料をきちんと整理をして、わかりやすい形で子どもたちにも、あるいは市民の方にも見ていただけるような、そういった方法を今後とっていきたいというふうに思っております。

(2 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2 番（田中康久君） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

(午前10時57分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（尾村忠雄君） 15番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

15番 渡辺友三君。

○15 番（渡辺友三君） それでは、ただいま議長さんより許可いただきましたので、通告に従いまして、大きく2点につきまして、御質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目でございますが、ハート・プラスマークの啓発普及についてということで、ハート・プラスマークと言っても、恐らくほとんどの方が何のことやろうと思われると思いますが、私も、これ2カ月少し前に知ったところでありまして、一概に障がい者というふうなくくりで言ってもさまざまでありまして、それぞれにまた支援策も講じられており、特に公共の場等での表示については、車椅子のマークが一番そのモデルになっておるようでございまして、実は、先日、パソコンフェイスブックのほうを開いてみておりましたら、東京の方の書き込みがありまして、こういうプラスとハートのマークがあるわけなんです、これをキーホルダーにして、都営の交通機関で配布をされておると。それで、ヘルプマークをお助けマークとして、何かあったら手助けしてほしいという意思を周囲に伝えておられるということでありまして、今回取り上げましたこの「ハート・プラスマーク」というのは、こういう青いところにハートとプラスが、これは統一したこのハート・プラスの会というところが提唱してみえるマークでありまして、これを、ほかの形に変更してのことはやめてくれという規制がかかっておるものでございますけれども、先日も新聞に出ておりますけれども、自閉症の父兄の方が電車に乗ったときに、まず、同じ障がい者でも、車

椅子の方には手を差し伸べられると。しかし、自閉症の人には、手が差し伸べる人がまずいないというようなことで、その辺を嘆いて、「自閉症へもっと理解を」ということで発言という欄にありましたけれども、世間では障がい者が家族と一緒に暮らせるようにと叫ばれておりますが、自閉症に関しては現状では無理があります。もっと環境を整えるべきであります。何より地域の人たちの理解がないと成り立ちませんというような、こういう訴えが出されておりましたけれども、この郡上市内にも、多くの内臓疾患、内臓内部障がい、内部障がいといいますと、この障害者手帳の交付を受けられるわけですし、ペースメーカー等、また、義足の方がいろいろおみえになるようですが、郡上市内に2,536名、視覚障がい者から聴覚障がい、また、音声言語の障がい、肢体不自由、また、内部障がいと障害者手帳をお持ちの方だけでも2,536名という方がみえますし、また別に内臓疾患、この方たちは、障害者手帳が受けられない、配付されてない方で、内臓の難病でありますとか、多くの内臓器官の疾患の方がおみえであります。

そのような障がいを持たれる方が日常的において、公共の乗り物での優先席の使用、また、障がい者専用駐車場のスペース、特に一番困られるのが、障がい者用のトイレでのさまざまな場面で誤解を受けたというようなことが起きておるようでありまして、そういうときにもなかなか手が差し伸べられないような現状であるようであります。

先ほど1人の八幡町内の女性の方なんですけど、ある会で一緒になりましてお話をしておりましたら、70代でペースメーカーを入れられて、足が不自由な、不自由といいますか、普通に歩けるんですけれども、股関節が悪いという方なんですけど、実は、郡上市内の商業スペースで、車椅子のマークのところへ車をとめたところ、突然その係の人が走ってきて、ここへはとめるなということを示唆されて、そこで、障害者手帳を出してようやく理解を得たという、現実にはそんなことも起きて、言われた駐車場の係の人でも大変気まずい思いをされて、また、言われた本人も、どちらかという、気分的に害されたようなことでありますけれども、そんな話を聞いておる中で、このハート・プラスマークの話を知ることができましたが、このマーク、特別に公的機関が定めたものでもなく、また、法的に拘束力もなく、強制力もないわけであります。そして、それぞれ障がいをお持ちの方でも、自分はそういうふうにあらわさんでもいいという方においては、お持ちいただく必要もないところなんですけれども、自己管理において使用していただくこんなマークでありますけれども、その障がい者につきましては、先日も新聞、また新聞の記事なんですけど、岐阜県においては、認知症の障がい者の介護中に誤解を受けないようにということで、介護中という、こういうマークをつくって、この郡上市でも既に配布をされておると思います。これ1日から配布をするということでありましたので、そうやって少しでも、障がい者、また、それを介護される方々への安心で、支え合いの中で、日常生活、社会生活が送っていただけるよう生活支援策が講じられたいというふうに思うところでもありますけれども、実際、このハート・プラスマークは、岐阜県内では、

恵那市の市役所と、そして、県立多治見病院の駐車場では、このおもしろい空間の中に同じように表示してありまして、多治見病院の写真があるんですが、こういうふうに表示が既にされておられるようなところでもありますけれども、この郡上市におかれても、こういうことで本当に安心して住める郡上市ということを打っていくべきではないかなと、打っていくという言葉がおかしいんですけれども、取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思うところでもありますけれども、市の対応をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 渡辺議員のほうからは、ハート・プラスマークの普及啓発について御質問をいただきました。今ほど、議員から御提案がございましたハート・プラスマークでございますが、改めて御紹介をいたしますと、これがハート・プラスマークでございます。このマークは、身体内部に障がいであるとか、疾患がある人、そんなところをこのマークで表現をしておるというところでございます。

障がい者に関するマークにつきましては、皆様もよく御存じかと思いますが、車椅子をモデルにした障がい者のための国際シンボルマークというものでございます。駐車場等でよく拝見をするマークでございますが、これが、統一されたマークというところでございます。

全ての障がい者を対象にしたマークというところでございまして、この車椅子のイメージから、障がいイコール目に見えるものと、こういった認識をしてみえる方も多いのではないかなというふうに思います。

そこで、この障がい者に関するマークでございますが、今ほど御紹介をさせていただいたこの2つのマーク以外にも、複数のマークが定められております。例えば、四葉マークの身体障害者標識や、蝶、いわゆる昆虫である蝶でございますけれども、これをモデルにした聴覚障害者標識というものであったり、身体障がい者の補助犬同伴啓発のために、補助犬マークというものであったり、盲人のための国際シンボルマーク、このようなマークも幾つかございます。

郡上市における身体障害者手帳の所持者につきましては、今ほど議員のほうからお示しがございましたけれども、このうち、心臓、腎臓、膀胱、それから、直腸などに機能障がいのある内部障がいをお持ちの方でございますが、614の方が今手帳を持っておみえになられまして、身体障害者手帳全体に占める割合が24.2%というところになってございます。

議員からのハート・プラスマークでございますけれども、お示しあったように、公的機関が定めたマークではございませんで、NPO法人ハート・プラス会が内部障がいや内部疾患があっても、外見からはわからないために、公共の交通機関や職場、学校、スーパーなどで誤解を受けることのないようにマークを作成をして普及をされているというものでございます。

マークの販売は行っておみえになりませんが、内部障がいの方が利用するに当たっては、この法人のホームページからこのデザインをダウンロードできるということにもなっております。また、送料を御負担いただければ、この法人のほうから郵送でそのマークというものの提供を受けるということも可能となっております。

議員御指摘のように、外見からはわからない障がいのある方が、さまざまな場面において誤解を受けることは、御本人にとって大変辛いことであろうというふうに思っております。

そこで、障がい者に関する複数のマークの中には、既に市販をされているマークもございますけれども、ハート・プラスマークにつきましては、デザインを無償で法人から提供いただけるということもございまして、市においては、このデザインを法人のほうからお借りをさせていただいて、市でこのハート・プラスマークのカードを作成をしまして、対象となる方の必要に応じて配布ができるような取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

また、市が今現在推進をしております郡上市健康福祉推進計画、また、障害福祉計画の中には、ノーマライゼーション、これは、御存じのとおりでございますけれども、障がい者や高齢者にかかわらず、あらゆる人々がともに住み、ともに生活できるような社会を築くことの実現というところを、この基本目標に掲げております。

議員御提案のこのハート・プラスマークの普及のみならず、障がい者に関するマークを多くの市民の方に知っていただくために、広報誌であるとか、ポスター掲示、また、ケーブルテレビ等を通じまして、さらなる普及啓発に努めてまいりたいということを思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 取り組んでいただけるということで、本当にありがたく思っておる次第ですが、今、羽田野部長のほうから言われましたように、市で行っていただくには、これ自治体が地域の内部障がい者、内臓疾患者のために利用できます。特に、申請や許可は必要ありません。著作権はあくまでも、特定非営利活動法人ハート・プラスの会に帰属するわけですが、実際にこういうふうにお使いいただくには、全然構いませんよということで、これの啓発に力を入れてほしいというようなことでありまして、やはり、注意書きの中には、商業目的の使用は断じて禁止しますというようなこともあるわけなんですけれども、せっかく取り組んでいただくのですので、配布するだけでなく、部長言われたように、いかにこれ皆さんに、地域の皆さんに知っていただくか、また、郡上へ来られる方も、郡上の方がこういうものがつけて外へ出られた場合は、これ全国的な動きですので、当然、その辺の広がり、今後においてははくと思いますけれども、知っていただいて、その辺への誤解のないようお願いもしたいわけでもありますが、市長とこの間、何か

の席でお話したときに、今市で取り組んでいる医療費の問題で、高齢者、健康の会のときに、高齢者には十分にこの手当てを支援してもらっておるで、それよりもっと若い人、子育ての人に支援をというようなお話をされて、ちょうど帰りにその方と、実は医療費に関しては、18歳、高校卒業程度まで無料化されておるんですよというような話をしたら、こんなことわしら知らんわというような話で、ちゃんと広報にも出ておるし、いろんなところでお知らせしてあるんやけど、やはり、一般の人というのは、なかなか自分が関係したことはよく見られるんですけれども、意外とちょっと離れるとわからんということで、この間、本当に変装おどりで、あれを、医療費についての子育てのPRをさせてもらったら、随分反響も大きかったわけですが、けさも、きのうちちょっとお借りして、このマーク、このりんご何や知つとるかというて、みんな知つとる、部長さん方も多分これ知られている方は少ないと思うんですが、これも郡上市では取り組んでおるわけなんです、実は、きのうちちょっと出ました、小矢部市の認知症の安心ネットでの、郡上市もこれあるんですけれども、なかなかPRが行き届いとらんようで、郡上市で今3,000人ぐらいの何かこれ取得してみえる方があって、このマークよりも、何時間という講習を受けてのことですので、私は今ここでつけていくわけにはいかんわけです、できることなら、こういうことももっとPR、小矢部市が1万人のサポーターをつくるということで、今現在が7,531人、26年、そうですね、7,531人のこれ196回の講習をして取り組んで、これを1万人にするよという取り組みをされておって、認知症の方の情報を得ておって、いろいろとサポートされるという組織で、本当に、小矢部は、認知症になってもどうもないっちゃ、小矢部発認知症どうもないっちゃという取り組みをされておって、地域で認知症の方を見守るということをやられておるようですけれども、郡上市もこれせつかく一時は健康福祉部のほうで取り組みをされたことで、机の中に、引き出しに入れておくんじゃなしに、またこういうことで啓発活動もしていただいが必要なのではないかというふうに思っておりますが、この辺について、やはり、市長、PRが郡上は下手だなというふうに、福祉の関係でもいろんな施策とられても、とっても下手だなというふうに感じるころですが、市長のお考えないでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まず、この間、変装おどりにおきまして、いろいろ郡上市の高校生の医療費無料化の問題とか、そういったことをPRしていただきましてありがとうございます。お話のように、いろいろと取り組んでいる施策について、十分市民の皆さんに周知してもらえるようなPRというものが不足をしているということは感じておりますので、ぜひPRも充実していきたいと思えますし、ただいま取り上げられました、認知症サポーターズと言っていたと思いますけども、私も、実は、健康長寿財団の理事長のときに、この郡上市を会場にした研修会を1回やったような記憶がございます、そういう意味で、このことは非常に大切なことだと思いますので、これから、郡上市においても大きな課題になると思いますので、そういうものも含めて、大いに取り組んでいき

いというふうに思います。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 市長の御答弁いただきましたが、やはり、ずっと郡上を、もっと郡上を、全員が感じて住んでよかったという郡上市にするために、本当に積極的な取り組みをお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、2点目の地域に伝わる伝統工芸技術の継承ということでありまして、これは、去年の10月に八幡町にお住まいであった「郡上びく」製作の郡上市の文化財の認定者でありました嶋数男さんが、関へ移られて、娘のところで他界をされたということで、こちらのほうは、知る人がわりと少なかったわけですが、そんなことで、伝統工芸としての製作技術を保持されておりました嶋さんが亡くなられて、今現在では、次へ伝えることができないわけでありまして、この方は、いろいろと郡上市、また八幡町のいろんな歴史とか写真等を収集されて、本当に地域への貢献も大きかったわけですので、そんな方も亡くなられたということでもあります。それで、せっかくの技術も受け継がれないままになっておるということようなであります。

また、一方で、人間国宝でありました宗廣力三先生の「郡上紬」につきましても、今現在では御家族の方が継承されておりますけれども、以前も地域の方々が、現在ある作品等を展示保存について、今後についても心配をされて郡上市のほうへ要望書が提出をされておるところでありますけれども、今後のことを心配をされておりますが、市として、まず、私が思いますのに、市として一番取り組むことは、この郡上紬の織物技術を保存伝承していくことが大事であろうかと思っております。

昔は、各農家で地機織りというのが営まれておりまして、その時代とともに、その必要性もなくなり、各家庭での機織りがなくなったような次第でありますけれども、技術のこの継承そのものをされないままとなっておるような状況であります。が、「郡上びく」も作品があっても技術が途絶えてしまった。今、その作品を展示、保存、活用していくことも一番大事なこともかもしれませんけれども、その前にまずは技術を後世に残していく、後継者をつくっていくのが、本来一番重要なことではないかと思っております。この市としての伝統工芸技術の継承と保存について、教育委員会はどうようなお考えか伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えをさせていただきたいと思えます。

ただいま議員の御説明にございましたとおり、郡上には、「郡上紬」を初めといたしまして、「郡上本染」、「郡上びく」、「郡上竿」など、大変優れた伝統工芸品というものがございまして、これらは、その技術を持たれた方が脈々と受け継いでこられたというものがございます。また、こ

の技が国の指定ということになりますと、先ほどの御紹介のように、国指定、人間国宝というようなことになるわけですが、もう一つは、実は、こちらの技術継承の際に、文化庁のほうでは、この技術そのものもそうでございますけども、それに必要とされます道具でありましたり、いわゆる技術そのものの前の段階でのものをつくると、そういう文化財、それから、伝統文化というものを守るために欠くことができないこれらのものを、文化財保護法で昭和50年以降でございますが、選定保存技術ということで該当するものが認定がされておるといふものでございます。

先ほど議員御質問のとおり、物といたしましては保存ということはずっとできますが、この技術は、人が伝えていくというものでございますけども、もし仮にそれが非常に無理であるというような場合には、例えば、映像等によりまして、その技術を保存をいたしまして、そして、後世に復元ができる可能性を、少なくともそういう可能性を残しておくということと取り組む必要があるんじゃないかというふうに考えております。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） やはり、今言われましたように、技術だけじゃなしに、道具という、本当にそれは大切なことだと思います。

たしか美濃の紙すきの方だったと思うんですが、本当にいい紙をすこうと思うと、すくうす、それをつくる方もだんだんなくなって、自分たちでいい紙をすくようにつくるんだというようなお話をされたことがありますけれども、やはり、だんだんと道具をつくる人も亡くなるというふうなことで、大変苦勞をする場面もあるわけでございますので、また、この辺について、市長は、やはり、先ほどもちょっと出ておりまいたけれども、そういう残るものをどのように、今要望で出てきますようなこと、提起等も関しましても、どのようにしていくんだというようなことも問題かもしれませんが、市長のこの辺のお考え、現時点でのお考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 非常に優れた伝統工芸の技術、あるいは、そして、直接そういうものをつくるについての道具、その道具をつくる技術というようなことで、非常に大切な技術であるというふうに思っております。

ただ、問題は、現代において、そういう非常に優れた技術でつくられたものに対する、製品に対する需要といいますか、そういうものは実際になかなか、欲しいけれども、もしそういうもので求めようとする、余りにも高価なものになってしまうというような形で、機能的にそれに代替するものがあれば、そういうものに需要は向かっていくというようなことで、本当に実際にそういう優れた技術をお持ちでありながら、例えば、それにかわる素材やいろんなもので、つくられたものに実際の需要は向かっていくということで、そういう古い技術を持っておられる方の生計というもの

が非常に難しいということであって、これは、ある意味では、いかんともしがたい面があろうかというふうに思っております。

行政としてできることは、先ほど教育次長が申し上げましたように、できる限り、もちろんそういう技術の伝承に行政としてできるサポートはしていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、なおかつ非常に難しいところというのは、先ほど後世、何らかの形でそういうものの復元可能性を残すために、詳細な記録、映像記録なりいろんな記録をとっていくという形で、その将来の可能性を残すということではなかろうかというふうに思っておるところでございます。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ただいま、やはり需要というような市長からの御答弁の中にもございましたけれども、先日ですが、8月28日の新聞のところに、船大工・田尻さん講演という、うかいミュージアムで、船をつくる技術ということで、継承へ随分問題があるというお話出ておりました。私も、桜町ですので、ときどき通ってお話してくるんですけども、この方、旧庁舎でも、前の水飲み場とかいろんなものをおつくりいただいて、御寄附もいただいておりますけれども、長良川の鵜飼船を、唯一船大工として今技術を保持をしてみえますけれども、この新聞にもありますように、後継者を育てるとなると、やはり、今市長言われましたように、船の需要というものがだんだんと減ってきておるというようなことで、技術継承とその生活面、大きな仕事の量などでの課題が山積というようなことも書いてありますけれども、そんな中で技術を保持しておっていただくわけですが、今、市長、いみじくも言われましたけれども、仕事でいいですよ、これ県がこの方へ依頼をされればすぐ復活できるんですが、小紅の渡しの船がもう古く、穴があいて使えなくなったので、今現在、県土木事務所において、当分の間は臨時運航しておると。郡上には、こういう船大工がおりますのでどうぞということが言いたいわけでありまして、こうやって仕事を探す、探すというか、ここからこう見つけ、同じ県でありますので、このうかいミュージアムで講演も、こういうことからすると、結びつけて一つの技を生かす方法は幾らでもあると思うんですけども、そんなことが新聞に載っておりましたが、これは、船大工さんだけでなしに、やはり、今の歴史的建造物の復元というのは、中でも、一つには、職人技の継承問題、住宅建築の昔ながらの、本当の木造家屋での大工仕事や本格的な土壁への左官仕事など、豊かな経験や技術力のある職人がもう既に高齢化をしてきて、建築方法の変化などで、せっかく持つておる技を使えないというようなことを嘆いておみえでもありましたけれども、現場での後継者をだんだん育てていくに難しくなったというようなことがありました。

そんな中で、この9月10日に、大和の奥村さん、カヤぶきを銅版で再現されたという新聞記事も載っておりましたけれども、こうやって昔のたくみと言える技を生かし、郡上では、板金ふきかえ

の機会が少ないので、技術の伝承にも役立ったというふうにお話を、コメントを出しておみえになりますが、建築関係の方と話しても、やはり現場での仕事が減ってきて、今、これを保持していくには、競技会等を開催して、伝統芸術の継承をそういうことでやっていったらどうやろうと、そんな意見もいただいたところでもありますけれども、これは、市というよりも、どちらかといえば、商工会といえますか、工業部等々との関連が多くなるところでもありますけれども、技能五輪、この間、刈谷のサービスエリアへ行ったら、スタンドの奥に、全国技能五輪大会主催みたいな横断幕が掲げてありまして、どうも、刈谷のほうでは、それを毎年やってみえるようでありましたけれども、そんなことで、日本全国から、日本全国といえますか、国際的にも職人さんが集まってくるというようなところではありますが、普段、その現場で技術を発揮することが少なくなった技を、そういうところで磨いて披露できる一つの励みになるのではないかなというふうなお話をお聞きしてきたわけですが、市として、建築工芸の職人技術にかかわる技の向上、また、後継者の育成確保について、どのようにお考えかお伺いをしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） ただいま議員さんからの御質問にございました、高齢化とか後継者不足につきましては、企業経営者との情報交換会の折にも、やはり、石工、大工、左官など、建設や建築関係の方が非常に少なくなっているということで危惧をされているということで、さまざまな職種で技術の継承というのは課題と感じております。

それで、一体郡上市の中でどれぐらいの方がみえるんだろうかというようなことで、一度現状を把握をしたいということで、数字を聞いてみました。

ところが、郡上市全体の、例えば、郡上市レベルの業界の、例えば郡上市の大工協議会とか、左官協会とか、そういったものが割と多くはないということがわかりまして、それで、やむなく商工会のほうに、商工会員のうちで、そういった業界の方はどれぐらいみえるんでしょうかということを探ってみました。そうしましたら、建築業、それから、大工さん含むんですが、建築業として、法人として会員となっておられる方が約100社ございます。それから、あと個人でなりわいを持っておられる方が、左官で21会員、それから、石工業で5会員、建具業で5会員、畳製造業で2会員、まだそのほかにもございますが——といったことが主な建築関係の業種ですよということから、商工会のほうからの情報でございました。

もう一方、今議員さんお話がございましたように、大和の奥村さんにつきましては、岐阜県認定の建築板金部門の卓越技能士といったような認定者でございますが、また、匠の国の岐阜県伝統建築家認定という県の制度もございますもんですから、そういった方は、郡上市では、平成24年度までに23名おられるといったような状況でございます。

後は、今お話ございましたように、競技会、技能競技会というのは一体どれぐらいやられている

んだらうかということを少し調べてみましたが、確かにおっしゃられますように、郡上市内でという競技会は情報は入っておりません。一番大きいのは、今お話ございましたように、技能五輪全国大会ということで、厚生労働省とか、それから、中央職業能力開発協会といったところが、石工、左官、大工等々の41種類に及ぶ技能五輪を行っておりますし、また、県レベルでは、県の職能開発協会のほうが、まずは、職業訓練の支援のほかに県の技能五輪を行っておるといったような状況もございます。

また、各種団体といたしまして、全国の左官業組合の連合会でありますとか、日本石材産業の協会の技能士会等々でそういう研さんのための技能技術大会を開かれておるといったような状況ございます。

といったことを踏まえまして、郡上では、御質問の趣旨でございますが、やはり、先ほど冒頭申しましたように、職人技の継承、あるいは精密加工の技術とか、いろんな技術について、やはり承継をしていく、あるいは人材育成をしていくというのは、地場産業の振興にとっては大変大きい大切なことでございますものですから、この御提案の技能コンクールを初め、その人材育成を進めるといったことは、大いに支援をしてまいりたいと。

まず、手始めといたしますか、一番大事なことは、そういった企業あるいは業界団体の自発的なその人材育成の取り組みだと思えます。例えば、ことし9月、ドリームマッチ郡上コマ大会ということで、商工会が主催で木工技術の加工技術、それから、金属の精密加工技術をコマにあらわして大会をすると、競技会をするというものが開かれます。

例えば、そういったことが、建築技術についても、商工会と、あるいは建築事業者、事業団体とタイアップしたような形で、競技会等々が開かれるような御提案がございましたら、市としても支援をしてまいりたいということが一つございます。

それから、もう一つは、全く視点が違うんですが、今、市内でも、若い集団が、例えばデザイナーと木工技術とコラボをして、新しい現代風にアレンジした商品をつくっていかうといったような動きも、今、そこかしこで郡上市内で始まっております。これについては、やはり、新商品の開発支援補助金も制度もございますし、また、融資制度もございますものですから、こういったようなことをやりたいというような若いそういう新しい考え方でチャレンジしていただきたいということも強く思いますものですから、議員さん方におかれましても、そういった動きについて、情報提供をしていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） それぞれ御答弁いただきました。一つ紹介しておきますと、八幡にある施設といいますか、これは茶室なんですけれども、柱が自然の柱で、節が出ておる。その節にあわせ

て逆に建具がつくってあって、出るところへ建具がぴっちり入るという、昔のたくみの技があるお宅が、これ茶室であるわけですが、そんな技をだんだんとなくなってきておるというのも現実でありますので、何かその辺でのまた郡上の職人としていろいろ考えていけたらなと、発展していけたらなというようなことを思いますので、よろしくお願いをいたします。

一部、地域文化の継承と保存ということを残しましたけれども、先ほどの郡上市史編さんの中でまた取り組んでいくというような、教育長、先ほど御答弁もございましたので、これは割愛をさせていただきます。ありがとうございました。これで終わります。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩いたします。再開は、午後1時を予定いたします。

（午前11時53分）

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 驚 見 馨 君

○議長（尾村忠雄君） 7番 驚見馨君の質問許可いたします。

7番 驚見馨君。

○7番（驚見 馨君） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

そこで、最初にお断わりをしておきますが、5番のふるさと納税のあり方について通告しておりますが、16番の同僚議員が詳しく質問あるいは答弁ありましたので、割愛をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問4点ばかりでございますが、市長さんを初め各担当部長さんに、御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

最初に、1番、市の企業誘致活動状況、その動向と今後の方針や、あるいは交渉上の改善についてをお伺いいたします。

郡上市において企業誘致は市の財源確保だけでなく、雇用の創出、地域活性化や消費拡大に貢献するなど重要な意義が当然ございます。今回は、白鳥町の南部の指定団地中の中ノ棚地域の現状と将来構想についての質問といたします。

白鳥町大島中津屋にかかわる中ノ棚団地は、昭和47年、もう40年もたっておりますが、白鳥町時代に、農村地域工業等導入法により指定され、当時、面積は15ヘクタールほどございました。

現在は、ご案内のように3社が導入されまして、自動車関連企業や水道管の製作所が稼働をされ

ております。

しかし、まだ、未利用指定地域が約6ヘクタール、6町歩ほど残されていると思われます。今後、これらの土地をどのように活用計画されていくのかお伺いしたいと思います。

また、農地を取得して造成活用するには、数カ月は要するかと思いますので、今後、進入企業が、もし交渉があれば、すぐ使えるということで、できれば最小限、1町歩以上は取得して、造成準備する考え方はないか、要望とまたお願いをしながらお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 鷺見馨君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 議員の御質問にございました大島工業団地でございます。昭和47年に計画面積15.1ヘクタールということで、農村地域工業導入実施計画区域ということで、指定をされておるところでございます。

ただいま、御質問の中でお話ございましたように、現在、3社、営業されておりまして、278人の方が雇用されておるといふものでございます。

御質問の中ノ棚団地でございます。現場を御承知の方にはおわかりかと思いますが、市道を挟みまして上段と下段に、あわせて5.9ヘクタールの土地が、まだ工場の予定地ということで残っておるといふものでございます。この御質問であろうかと思ひます。

近々では、ここのブロックの中で、2,013平米を東海鋼管のほうに第4工場を建設するといったことで、売却を昨年10月に行っておるところでございます。

今、御質問の中にごございましたように、農地の場合の転用といひますか、農地を造成する場合の期間でございますが、一般的には、企業の進出計画をお聞きしてから、建築確認を行いながら、農業振興区域から農振除外をするわけですが、それが7カ月から1年ぐらいかかっておるといったような通例でございます。

ここの地域につきましては、既に農振地域の除外地でございますので、そうしますと、現状は農地でも、農地転用許可が一、二カ月という短期間で行われますものですから、企業進出の計画がございましたら、迅速に対応はしていける団地でございます。

また、あわせまして、市が先行して取得してはどうかというような御提言でございますが、まずその造成につきまして、財源、あるいは農地ということで、今、国土保全の当然、効用もございますものですから、農地としておいて、企業進出の計画手続前にその造成を行うんじゃなくて、企業と協議をしながら、企業側のオーダーメード型で造成をしていくといったことも、考えられるのにならうかというふうにして思っております。

特に、ここは工場適地ということで、白鳥インターから2.5キロというその立地条件、大変よろ

しいですし、今、申しましたように、農振の白地地域ということもありますものですから、そういったこともPRして誘致することは十分可能でありますし、PRしてまいりたいということを思っております。

当初予算の折に、若干、御説明申し上げておりますが、今年度、工場適地の調査をしておりまして、インター周辺のそういう工場適地を今、洗い出しまして、工場立地可能地の調査ということで、文献調査でありますとか、現地による調査でありますとか、法律の網をかぶせるかどうかといったような調査をしておりますものですから、この団地も、特に有力な候補地として、調査検討の対象にしてみたいというふうにして思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(7番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） 御案内のように、あの地域は2カ所、工業団地的な指定がございまして、勝光島と中ノ棚でございしますが、合わせて21町歩ぐらいになろうかと思いますが、今、民間の企業をいれて、8社稼働しておりますが、おかげさまで500人の雇用を今、しておりまして、約十二、三億円ぐらい入るんじゃないかということで、年にそれぐらいのことを思っておりますが、農地の不向きでもございまして、将来的にはいろいろ道路予定もあろうかということも聞いております。

明るい話題も聞いておりますが、何とかしてそういうふうになれば、農地であって農地でないような、工業団地であってそうばっかでもないような、あるいは水路とか道路が、いろいろ40年もたつと疲れてきましたて、大分直さにゃならんところが出てくるというような予想がたくさんございまして、どっちかに方向付けをこれはしっかりしとかにやいかんかと、そういうような地元の要望もございまして、そういうことを申し上げておるということでございます。

言われましたように、各方面に、そういう候補地もあろうと思いますし、まだ、そういう時期も確かに必要かと思いますが、そういう検討もひとつ考えながら、やっていただきたいと思っています。

あとの問題は、東海鋼管さんを初め、拡張もやってみます。2段、3段に、道路を挟んでなっておりますので、地元要望としては、そういう方向で、早目にという意見もございますから、お伝えをしておきたいと、こう思っておりますがよろしくお願いいたします。

それでは、以上で、第1点目を終わりたいと思います。

2点目でございますが、国際関係でございます。国際広域活動推進に伴う市の現状と将来の方針や対応についてのお伺いでございます。

共生グローバル時代に対応するため、国際交流事業をさらに推進していく必要があると思いますが、今回、特に3分野について現状と将来構想についてのお伺いでございます。

4年、10年たとうかといいますが、そういうような時代に合わせてどうするかということです。

その一つが、一番関心が高いのは、商工観光の国際化の動向、影響であろうかと思います。

郡上市への外国人の観光客が増加していく現状に対する市の取り組みについてお伺いをし、人口減少社会を迎え、国内観光客が多少減少の課題もあり、海外からの誘客をふやすことは、地域振興として考える。

また、近隣の高山、白川、富山とか、そうした観光連携の強化策の現状についてを改めてお伺いします。

2点目は、農林業でございますが、これも御存じのとおり、国のほうではいろいろ労苦をしておりますけれども、さらに国際化が進展すると考えられます。その見通しにいたしまして、郡上市の将来構想の思いがありましたらお伺いしたいと思います。

3点目は、将来ある青少年や中学生の今後の国際社会の進展を考えると、海外の見聞を広め、国際意識、その経験が重要なことになろうかと思います。

市も、いろいろAETなど活用もされ、成果も上げられておりますけれども、青少年が海外の派遣やホームステイ交流を考え、市・県のそうした団体などと協力活用し、郡上市としてそうした青少年の派遣交流事業の活用は、一層、必要かと思いますが、その将来の考え方につきまして、教育長さんか次長さんにお伺いをしたいと思っておりますが、よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） そうしましたら、私のほうからは、1点目に御質問のございました、海外の観光客の誘致について、現状とそれから今、行っております政策について御報告を申し上げたいと思います。

今、議員さんの御質問の中にもございましたように、やはり国内全体で人口減少、少子化あるいは高齢化が進むという中で、やはり海外誘客というのは、これはもう外貨の獲得じゃございませんが、地域の経済にとりまして大変効果的でありますし、ぜひ進めていかなければならないというのでもって、現在、進めているところでございまして、数字で申し上げますと、現在、郡上市の観光連盟が、直接代理で予約をしておりますという数が、平成25年度で2万2,120人でございます。また、郡上市への宿泊は、25年度で4,848名という数字が出ておるところでございます。

それとは別に、観光連盟、そのほかに、各施設が外国へ出向きましてセールスコール等も行っております。そういった関係から、そういった観光事業者にお伺いいたしますと、合計で、恐らく郡上市内には8万から10万人の外国人が、観光客として訪れておるんじゃないかなろうかということが推測をされるわけでございます。

ところが、そのお客さんたちは、やはり今、東南アジアを中心にセールスしておりますが、白川郷の世界遺産でありますとか、黒部立山アルペンルートでありますとか、高山でありますとか、そういったところが、どうしてもそのメインのルートというか目的地に選んでおられまして、どうし

ても郡上市は立ち寄りというパターンが非常に多くなってございます。

したがいまして、やはり我々、観光振興を行う際には、その立ち寄り時間をいかに延ばしていくかということ、あるいは、宿泊施設のほうも、外客の宿泊の受け入れをいかにふやしていくかといったようなことについて、今、努力しておるところでございます。

今、取り組み状況でございます。これは郡上市単体で海外へセールスしていても、非常に大変小さいレベルでございますもんですから、なかなかインパクトがないということで、広域的な観光団体と一緒にあって、海外のほうの誘客を図っておると。

例えば、台湾につきましては、高岡市と一緒にあって、高岡郡上台湾誘致協議会ということで台湾に出かけて、商談会等々を行っておると。

それから、タイは、7月からビザが免除になりまして、訪日機会が大変非常に期待できるということで、これは長良川鉄道とそれから沿線の郡上、それから美濃、関が観光宣伝協議会をつくっておりますものですから、これらでタイのほうへ誘客先導をしておると。

それから、インドネシアにつきましては、岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会といったところがございます。そちらのほうから、愛知県の観光協会、岐阜県の観光連盟、浜松市が主催いたしますプロモーションに、出かけてまいりたいということも思っております。

それから、もう一つはマレーシアでございます。これはエアアジアがセントレア便を新規就航いたしますものですから、まさにチャンスということで、これも、東海外客誘致促進協議会岐阜県部会というそういう会がございますが、そちらのほうの団体も取り組み等の中に同乗いたしまして、ミッションに参加をするといったことを今、考えておるわけでございます。

あとは、国内で開催されます商談会のほうへ参加をしておるといったようなことがございます。

あとは、細かいところで申しますと、郡上のほうへお越しになるっていいですか、誘致をいたします海外の旅行のメディア、あるいはそういう観光業者さんを招待いたしまして、郡上市内をアテンドして紹介して、向こうのほうでただでPRしていただくと、いったような活動をしておるわけでございます。

あと、課題といたしましては、今後、イスラム圏というお客さんもふえていくだろうということもございますもんですから、ムスリム対応のほうについても、やはりこれからの課題であろうというふうにして思っております。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） それでは、御質問2点目でございます、農業の国際化の将来的な構想等についてでございますけど、構想っていいですか、課題的なことになろうかと思うんですけど、今現在でございますけど、世界農業遺産の登録っていうのは、今、取り組んでおりまして、もし、

これが登録というふうになれば、開催構成団体であります郡上市の農林水産物等についてのネームバリューといいますか、国際的な評価というのは、高くなる可能性は十分にあるかというふうに思っております。

しかしながらですけど、国際化ということに対応しようと思いますと、やはり安全・安心なもの、なおかつ良質っていうのは、もちろんのことでございますけど、安定的な生産量の確保ということも必要になろうかと思ひますし、生産管理管理工程の記録であるとか明示化など、そういった国際基準に対応することが必要があろうかというふうに思ひます。

特に、安定的な生産の確保ということについては、輸出等になりますと、そういったことは大きな課題であらうかというように思ひます。

また、何を輸出とかそういうところになろうかと思ひますけど、そういったことになると、コスト的な問題、コスト等を安くして、安価な価格体系を構築しなければならない。そうでなければ国際競争に勝てないかという、そういったものもあろうかというふうに思ひますし、また、外国との取引ということになりますと、それに伴うリスク等も生じてくるんでないかと、そういったことが課題ではないかというふうに思ひます。

今後、取り組むに当たりましては、そういった課題等について、生産者等とも十分に理解やら認識、そうした上で、こういった将来的な国際活動についても取り組んでいく必要があろうかというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、私のほうから、3点目の中学生の国際化を図る目的での海外研修、いわゆるホームステイ事業ということについての考え方でございますが、議員御案内のとおり、旧町村時代に多額の費用をかけまして海外研修を行ってまいりました。

学校によりましては、特定の学年全員、あるいは希望者を抽選で選考するといったような方式によりまして実施をされ、合併後も、数年でございますが、この選抜方式によりまして実施されてきたところでございます。

しかし、この多額の予算を使う反面、いま一つ、その効果が明確でなかったこと、あるいは、時代の流れとともに、留学あるいは海外旅行等をするというような若者もふえてまいりまして、海外研修等の見直しというものが図られたわけでございます。

現在は、海外研修というかわりという意味ではございませんが、御存じのとおり5年前からは、中学2年生が、約20名ほどでございますが、選抜で、東京都の港区との交流事業によりまして、そこに参加しました生徒たちが戻りましてから、各学校のリーダーとなりまして、生徒会活動でその力を発揮。それから現在、その市内中学校の前向きで落ち着いた雰囲気づくりといったようなものに、非常に寄与しておる、これは報告会での研修内容、あるいはその後の学校等の様子でも、そう

いう効果が出ておるといったようなことで、こういう成果として認識をいたしております。

中学生の研修事業といたしましては、当面は、こういう事業を継続していきたいというようなことを考えておりますし、また、議員御案内ございましたとおり、ALTでありましたりとか、あるいは市内に国際交流の民間の団体がございまして、3泊4日というような、割合、短い期間ではございますが、逆にホームステイ、留学生のホームステイを受けるというような事業もございます。

こちらのほうは、家庭のほうにも御負担がかかりますので、子どもがやりたいといっても、御家庭の方が、ちょっと二の足を踏まれるというようなことはございますが、ぜひこういう事業を活用していただいて、触れ合っていただくといったようなことは、大きな成果につながるんじゃないかというふうに考えております。

(7番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） それぞれ御回答いただきましてありがとうございます。

今すぐということではございませんが、将来的にはだんだんふえてくるんじゃないかと。観光客も受け入れが将来は1,000万人とか、目標もあると思うし、日本からも海外にどんどん出ていっておるといような機会になると思っております。

白川あたりも、7割以上が海外のお客さんやというようなこともございまして、いろいろ対応をしながら、職員も頑張って勉強してみるというような施設もございます。

そういうようなことを考えてみますと、そういう生活習慣が違ふとかいようなことがありますて、御苦労があらうと思いますけども、十分研修をして対応・体制をそろえてほしいと要求をしたいと思います。

農林業はもちろんのこと、まだTPPの課題もございますけども、おそらく日本が、かなり有利にあるというようなことは、なかなか難しいということでございましょうから、それにつきましても、前もってやっばし市としても対応しながら、農業がうまく生かされるように、できれば農産物を海外へ輸出するといような開発まで研究してもらおうと、大変ありがたいと思っております。

教育にいたしましては、これが御案内のとおり、いろいろ活動をやってもらっておりますし、先般も、インドにも代表が行かれたということも聞いておりますが、青少年が将来の夢を持たせてやらんと、自信を持たせて海外でも活動できるといような勉強もしてほしいと思いますし、負担が、市ができるだけないような方法で難しいけども、代表で行っていただきながら、それを広めていくといようなことからして、東南アジアを初め行けばいいと思うし。

ここは海外交流は、やはり何といっても、ホームステイは特にそうですが、都市よりも地方のほうが向こうが関心があつて、北海道あたりも評判よくなりましたけれども、むしろ京都や東京よりも郡上のほうが、恐らくは活発な活動ができるんじゃないかと、そんなことを思っておりますが、

ぜひひとつ今までも一生懸命やっていただきましたが、さらに力を入れていただくようお願いしたいと思います。

市長さん、特別なあれですが、国際関係に向け、将来につきまして郡上の対応の構想も、ちょっと一言、コメントがございましたらお願いしたいと思いますが。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘をいただきましたように、この国際化も、海外からいろんな方が入ってこられる国際化というものと、それからまた、こちらのほうから海外へいろんな人的な意味でも、あるいは例に挙げられました農産物であれ何であれ、出ていく国際化というようなものが、これかもこれは盛んになっていくだろうというふうに思います。

そういう中で、郡上市においても、いろんな多様面において、できる限り立ちおくれることのないよう、いろいろと対応に努力をしまいたいというふうに思います。

（7 番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 鷺見馨君。

○7 番（鷺見 馨君） どうか、郡上が国際化の先進地になるような、そんな活動展開を将来的にやってもらえるように希望を申し上げます。

それでは、2 点目を終わらしまして 3 点目にいきたいと思います。

3 点目の問題は、ちょっと変わった課題でございますが、今、昆虫とかいろいろ勉強をちょっとさせていただきまして、あちこち出向いておりますが、昆虫関係の関係でございます。

地方創生事業が積極的に検討される方針の中、特色・個性のある郡上の自然環境を見直し、地域活性ふるさと教育、愛郷心の育成をするため、昆虫有益な野鳥、植物野草保護を思うとき、昆虫楽園的施設、昆虫楽園の施設でございます。地域動植物と共生、都市住民との交流、観光など多面的な成果を期待し、昆虫楽園の研究をあるいは移動国際標本展など実行する必要があるかと思えます。

郡上は、以前は昆虫の里でございまして、郡上のギフチョウとか、トンボとか野鳥、天然記念物など宝庫と言われ、指定地域もあろうかと思いますが、現在の環境の変化もあり、絶滅の危惧もされる心配もされています。

良好の動植物の生態を研究し、共存できる自然環境保護、住民の認識、協力要請が大事かと思いますが、種の保護調査研究が必要であると思えます。

以前、東南アジアのほうへ視察に行ったときに、岐阜の名和昆虫博物館が監修された昆虫会館を見学することができました。

露地に花をいっぱい植えて、そこにチョウとかトンボ、昆虫を養殖、そしてまた標本などありまして、国際的な多面的な集客のある施設がございました。

日本では、なかなか国際的ということは難しいようでございますが、国内のそうした施設がどこかにあろうかと思えます。検討もしてみましたが、もしあれば御案内をいただきたいと思えますし、昆虫博物館とかそうした標本の移動展示会、そのようなことがあれば、子どものためにも勉強になり、郷土愛、ふるさと教育にもなろうかと感じておりますが、その辺につきまして、その可能性につきましてまずお伺いをしておきたいと思えますが、よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えをさせていただきたいと思えます。

ただいま、郡上市のほうの現状でございますが、動植物あるいは生息地の保護でございますが、市では天然記念物に文化財指定をして生息環境を含めた保護を図っておるという状況でございますが、その数でございますが、国、それから県のものを含めると、90件というようなことになってございます。

植物が最も多く、樹木は61件、植物群落が8件、社叢が14件。動物では7件を生息地に指定をしております。昆虫類、両生類、魚類、軟体動物類でありまして、軟体動物類ですけれども、オオサンショウウオとかモリアオガエル、地鶏、ウナギ、ギフチョウ、カワシンジュガイなどがございます。

議員が今、御提案をいただきました、こういったものの昆虫等の展示、あるいは飼育施設というものはどうかということでございますが、議員のお話のありましたとおり、県下では、岐阜市にございます名和昆虫博物館というところが、非常に昆虫専門の博物館として有名でございます。

そこでは、ギフチョウの飼育にも取り組んでおられますし、標本数では、世界各地の昆虫約1万8,000種類、30万点以上というような規模でございますけれども、こちらの実は館長さんのほうに、例えばこういう昆虫博物館等を建設するというようなことに当たって、どのような課題が出てくるかと。

もちろん建設費用というものは、特別な建物でございますので、また経費的な面もございますが、それ以外にどういうものがあるかというようなことでお尋ねをいたしましたところ、やはり専門的な知識、技術を有するまず人材の確保といったようなことが1点挙げられますし、それから、やはり特別なものでございますので、標本の購入、あるいは作成にかかりますその費用ということというのが、非常に高額になるといったこと。

それから、標本の展示・保管につきましては、高温多湿ですか、あるいは乾燥を防ぐというそういう適正管理のできるもの、あるいは紫外線等によります劣化を防ぐといったような、そういう設備も必要になるだろうと。

それから、飼育ということになりますと、これも同じく飼育技術、それから、その今度、餌でございますが、飼料といったようなものの確保が、やはり大変だといったようなことでございました。

それから、標本の購入、それから作成にかかります入手ルートにつきましては、ものによりましては、ワシントン条約等の制約を受けるといったようなことで、希少性の高い動植物などの標本については、こういう点に特に注意が必要というようなことでございました。

以上のようなことがございますと、昆虫博物館の設置ということについては、非常に多くの課題がございます。現在では、ちょっと設置は困難ではないかなというふうに思っておりますが、議員のほうで御提案がいただきました、ちょうどこの名和昆虫博物館のほうでお話をするときに、移動昆虫博物館というようなことで、その標本を貸し出ししまして、また、それのお話もしていただけるというような、そういう制度と申しますか、そういうこともやっておられるそうでございますので、現在、郡上市のほうで、子ども教室でありましたり、あるいは郡上学の関連講座でありましたり、あるいはそういった自然体験型の講座、それから子どもたちのためのといったような場合に、こういったものを利用させていただくということは、大いに検討していきたいというふうに考えております。

(7 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 鷺見馨君。

○7 番（鷺見 馨君） 確かに、ギフチョウを初め非常に盛んなときもございましたが、郡上市もそうした指定がございまして、特にルリイトンボというトンボがあるようでございましたが、それも指定はされておるといように聞いてはおるんですが、これはやっぱし今言われたように、維持管理をしていこうと思うと、公表せると、むしろ愛好者にとられるという心配もあって、公表もしかねるし、そうかといって管理もなかなか配慮ができないというような御意見もございました。

しかしながら、御案内のとおり、今の子どもさん、都会から来ましても、割合、自然に触れるということが少ない。ふるさと教育というか、思い出がない、少ない。来ても、すぐパソコンに引つつくというようなことでは、やっぱし将来的に希望が持ちかねるということもございまして、そういう意味から、いわゆるチョウにしろ、昆虫にしろ、自然にしろ、もうちょっと愛郷心を持たれるような指導もお願いしたいという意味から、こういう発想になったと思います。

どうかそのへんも考え合わせながら、難しい問題もございます。しかし、保育園の関係でございませうか、地元で子どもさんに、しょっちゅう、今言いましたように行って、花や昆虫のことを教えて、それがもとで、大きくなってからも、ふるさとに帰ってきて、改めて訪ねてみるというようなことも聞いてもございませうが、そういうような御指導も、ぜひこれからは大事でないかなということをお願いして、ぜひ力をかけていただきたいということも考えますが、よろしく願いをいたします。はい、ありがとうございました。

以上で、3 点目を終わりました 4 点目でございます。

広域時代に向け、社会状況と将来予防対策についてでございますが、情報化社会に対応、防犯カ

メラ等の現状、必要性、近年、道路網の整備により、さまざまな人が市外から流入し、このことによる犯罪増加が懸念をされております。

しかし、先般も警察との会合がございまして、懇談のときにお話ししましたが、おかげさまで郡上には本当に犯罪が少ないと、ありがたいことやということを言われまして、防犯カメラの話もしましたら、要請も比較的すくないし、どうかなということでございました。大変ありがたいことでございますけども、しかし、将来的に非常に心配事もあるし、何とか犯罪の抑止というか、発生時の証拠性とかをそんなことを考えますと、必要があるかと思っています。

民間の企業とか施設には、当然、義務的についておりますが、市としては、比較的そういう状況であると思いますけども、まず防犯カメラの郡上市の現状と将来性についてお尋ねをしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、防犯カメラの関係でございますが、まずは市では、設置してあるところが1カ所でございます。1カ所で4台ということで、郡上八幡の中央公園にしております。に設置してございます。

これは、当時、公園トイレの破壊行為とか不審者情報等々あり、警察からの依頼もあつて設置したということでございます。

それで、防犯カメラといいますと、特に犯罪の抑止力とか、事件発生後においては、被疑者を特定するというような形での有用な機器というふうに認識をしておると。

しかしながら、一方で考えますと、やはりプライバシーの問題も、非常に大きな問題でもあるということで、設置する場合においては、市民の方への配慮も、非常に必要ではないかなというように考えてございます。

今後においては、やはりこの設置場所とか、また設置費用等々を勘案しながら、警察とも協議を進めてまいりたいというふうに考えています。

（7番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） それぞれ御回答いただきまして、まことにありがとうございました。時間もちょうど参りましたので、私の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、鷺見馨君の質問を終了いたします。

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、8番 山田忠平君の質問を許可いたします。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） ありがとうございます。それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

今回は、防災危機管理体制についてを質問いたしますが、今回の議会においても、数名の方がそれぞれ質問をされておりますので、答弁につきましても十分重複するところは避けていただきたいと思います。

まず初めでありますが、3年半前の大震災を含めて、防災意識がより高められながら、防災関係のことが進められておるんでありますが、さきの8月20日の広島市の土砂災害発生によるところの大きなそういうことによりまして、被害を受けられました。

また、被災に遭われました皆さんにもお見舞いを申し上げますが、今回の8月17日にも、牛道自治区においても災害が起きたということで、1日も早い復旧・復興を願っております。

また、広島県の災害につきましても、どうも最後のほうの行方不明の方が、きょう、見つかったようなことも、ちょっとちらっと聞いておりますが、本当にそういったところで捜索に当たられる自衛隊の皆さん、地域の皆さん、本当に御苦労さんでございますが、敬意と感謝を申し上げます。

さて、その中で、過日8月21日に、県のほうの対応について報道がありました。16、17日の記録的な大雨に対して避難勧告を発令したわけでもありますけれども、そういった形で従った住民が少なかったということも反省、また、課題と対応についても検証するというようなことも記事もありましたが、8月17日の郡上市の牛道川、あるいは吉田川、長良川の避難の準備でありますけれども、これは、準備情報の発令によりまして、住民の行動、対応はどのようであったかを、まず一点伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 8月17日に八幡地域と白鳥地域において、避難準備情報発令をしたということでございます。

それでまず、八幡、白鳥合わせて23地区で2,519世帯、対象人数は7,252人に対して発令をしております。避難者としては、13世帯の34名の方が、集会所等への避難をされてございます。発令対象人数に対する避難者の人数割合でございますが、0.5%というような状況でございます。

まず、この避難準備情報というのは、必要と認める地域の住民の方々に対して、避難のための立ち退きの準備をしてもらうため、また、要配慮者の方に立ち退き避難を促すために発令するものでございます。

対象区域内の住民の方は、発令された準備情報と、やはり一番大事なのは周辺の状況を踏まえて、避難行動をとるかどうかを判断していただきたいというふうに考えてございます。

この発令された場合、やはり自分の地域に危険が迫っているということを、やはり市民の方は認識していただいて、避難行動をとることを前提として対応していただく必要があるということでご

ざいます。

やはり、今後も広報等通じながら、やはり自助という中で、より早い段階での避難行動の必要や避難の判断について周知をしていきたいということで、そのような、やはり周知の必要性があるのではないかというふうに考えてございます。

(8 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君。

○8 番（山田忠平君） また、この8月16、17日の関係もそうですし、県の大雨のことに対する、8月の21日の先ほど言いました報道の関係、あるいは9月3日の報道の関係におきましても、土砂災害の防止基本法規に基づいたハザードマップの作成、それから、そういったことの配布、県内では7月末で8市町の未完成とか、あるいは配布が行われてない。その中にたまたま郡上という字が入っております。

日ごろから、市長もいつも言われておりますように、安心・安全については、こういったことを見ますと非常にイメージが悪い、そういったことについては取り組みが薄れているのかってなことを感じるようなこともあるんですが、やっぱりこれはあってはならないことで、いつ災害が起きるかわからない、そういったことを踏まえながら敏速に、やっぱりそれなりのことを行わなければなりません、事情があろうとも思いますけども、たまたまこの26年の予算にも八幡地域が防災マップの作成で予算組まれておりますけども、そのようなことを含めて、警戒区域の指定はほかでもされてないところがありますけども、郡上市では、さきの答弁があったように1,516カ所のイエローゾーン、その中で1,432カ所のレッドゾーンてなことが答弁にありました。そういった中での郡上市の現状をお聞きをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） ハザードマップの関係でございます。

特に、岐阜県によって順次、郡上は指定をされておるという状況でございます。

まず、平成18年に八幡町の土石流のみは指定されてございます。平成19年度は大和町、また平成23年度は高鷲町、24年度は明宝、和良、白鳥、美並ということで、土石流と急傾斜指定されてございます。また、24年度に八幡町が急傾斜で指定されておるという状況でございます。

この指定に当たっては、県より各地区単位で住民の方々に説明を行って、該当世帯の方には全戸配布をしておるというところでございます。それで、郡上市はこの指定の中で平成24年度に大和と高鷲地域を実施しております。また、25年度には白鳥、明宝、和良地域においてハザードマップを作成してございます。

八幡地域と美並地域においては、26年度に最終年度として行うということで、今現在、地区単位のワークショップを行っておると。特に、ワークショップは自分たちのハザードマップという中で、

やはり自分たちが作成したということで、今、順次行っておるということでございます。

そこで、この地区の方々の、やはり実用性の高いマップにしていきたいということで、今年度で全地域、ハザードマップを完成していきたいということで、全戸配布をしていくという状況でございます。

(8 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君。

○8 番（山田忠平君） それぞれ取り組みはここでされますので、そういった中で、特にそれぞれの議員からも質問がありましたように、やはり市民意識の高揚といいますか、特に今回の広島市においてもこれの災害の地域指定がほとんどされていなかったというようなことでありまして、警戒区域に指定の有無にかかわらず、やっぱり市民としてはみずからの危険場所を把握したり、それから自分たちの自助ということがありますけども、自分の命は自分で守る、そんなことをしっかりと、やっぱり意識をつけるような地域のハザードマップづくりの説明会も含めて、あわせてお願いをしておきます。こういった中での避難指示等の情報伝達は非常に、やっぱり判断が自治体としては苦慮されているということです。それは我々もわかります。

また、一般論にしましては、結果論で、やっぱりいろいろ避難をされますので、やっぱりそれは苦慮すると思いますが、特に今回の高山市におきましても広い範囲でありましたけども、前の答弁にもありましたが、市長も言われましたように、職員が目視で危険な水位を確認しながら勧告を出したとか、それから、民間の気象業者との契約のようなことも含めて降雨状況を速やかに把握しながら警報や注意報を出していきたいというようなことも、検討ということも言われましたが、今まさに、こういった雨は何十年あるいは何百年に一度っていうようなことでなしに、本当に判断のつかない瞬時に局地的あるいは激甚あるいは集中的に起きておる状況でありますので、しっかりとその辺の取り組みをしていただきたいてことを要望しながら、また、今言いましたように、郡上市も大変広い範囲でありますので、細かい地域別のそういった情報を流す、あるいは時間帯においても、今回の広島を見ても夜間ということで、なかなかこのことにつきましては報道にもあります 1 時過ぎの土砂災害の警報情報を受けても、なかなかやっぱり避難勧告として、行政側としては適切なタイミングで出されていないとか、あるいはまた住民に警戒を呼びかける情報も必ずしも届いていないってことで、住民からは眠っていてメールに気がつかなかったとか、あるいは大雨でスピーカーの音がよく聞こえなかったっていうようなことも書かれております。

そういうことをいきますと、やはり、結局市民自身が意識をして警戒することが、特に、先ほど言っておりますように自助、みずから自分の命を守る最良の方法ってことを、本当にやっぱり市民に周知をさせる必要があるんじゃないかということでもあります。

また、夜間においては、二重被害に遭うとか、あるいは 2 階への垂直避難という言葉を出されて

おりますが、そのような方法、あるいは予想される前日に、やはり事前判断の予防的避難指示というようなことも含めながら、ぜひ取り組まれるべきだと思いますが、そのことについての考えをお聞かせいただきたい。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今回は避難準備情報発令ということですが、やはり勧告指示というものもございます。その中で、やはり国・県と市の設置している雨量とかデータをもとに、河川水位等のデータをもとに判断していくというような状況でございます。

やはりデータとして得られた情報のみにとらわれず、やはり先ほどからも言ってますけど、現場の状況を踏まえて、やはり今、議員言われましたように、時間帯のことも考慮しながら、やはり発令することは非常に重要ではないかなというふうに考えてございます。

特に、高山市では民間の気象サービス、気象情報の提供サービスというようなことで、過去の災害履歴とか当日の雨量、水位による防災リスクに関する助言を受けながら、今回避難勧告の発令を行ったという状況だということを聞いてございます。やはりそういうような状況の中での発令ということです。国においても、空振りを恐れないというような発令の通知をされているところでございます。

やはり、こういうような民間サービスの活用も含めながら、市としては情報を早く収集して、やはり的確な判断により市民の方に発信できるように努めていきたいというふうに考えてございます。その中で、やはり市民の皆さんには、より早い段階での避難行動をとっていただくためにも、やはり自主防災会での研修とか、やはり啓発活動等々、市としても実施していきたいというふうに考えてございます。

（８番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君。

○８番（山田忠平君） まさに、今言われたとおり、やっぱりそのような取り組みが重要だと思いますし、ぜひお願いをしておきますが、やっぱり行政側に求められることは被害の未然防止であります。我々よりも、逐一、やっぱり早期に情報を収集されて、そして早い情報を市民に知らせ、危機感を共有しながら、そのときの対応をするということが一番大事な被害の未然防止ではないかと思えます。

そういった中で、また、先ほど言いましたように、警報の空振りほど私はかえっていいことはないと思います。事前的にやはりそういったことは市側ではちゅうちょすることなく、空振りに終わればそれでいいんです。ありますので、やっぱりそういったことも含めて市民にしっかりと意識の啓発をお願いをしておきたいと思います。

続きまして、河川の維持管理についての質問をいたします。

特に今回の広島の土砂災害も含めてでありますけども、一級河川、それから普通河川、それぞれ郡上市内にもありますけども、そういった中での土砂の災害の危険、先ほど言いましたようなレッドゾーンを含めた中で、流量口あるいは砂防堰堤等が数カ所設けられておるわけでありますけども、やっぱりそういった、もし箇所、あるいは現状とか、そしてまた河川の関係のことで、堆積土砂のしゅんせつを以前にも一般質問したり要望をいろいろしておりますけども、なかなかとくと進まないところであります。

先ほどの市長の答弁にあったように、前の議員の質問にあったように、ちょうど、長良川で言いますと、偕楽園下の神路から八幡の瀬取境について、私はやっぱり、恐らく市長、鉄道で見られてってなことを思われたことは多分そうやと思いますが、やはり、さきの8月の9日に美並の大矢の地区の改良が済んで、本当に立派にまた安全を含めながら取り組みをされております。冠水はしましたけども、そういうような形は、あそこはやっぱり重要箇所やと思っておりますので、ぜひ、そんなことを含めて早くしゅんせつをお願いしたい。まだまだ、長良川沿いばかりでなく、和良川につきましても、この前、和良の議会報告の中でも流木の問題とか河川の問題が出ております。

それから、西和良の鬼谷川もなかなか堆積土砂が取っていただけないということも出ております。それぞれ吉田川にもあります。箇所を挙げれば切りがないんですけども、恐らく市のほうにも要望がたくさん出ておると思いますが、なかなかそういったことの取り組みが、河川維持管理の予算を見ても約1,000万円ぐらいで、たまたま堤防の草刈りのような予算が出ておるような状況の中ですので、なかなか市も、そしたら市の単独でどんどんとそういう予算を組むということも大変難しいと思いますが、何とかそれを次の大きな災害に結びつかないような形の進め方をしていただきたい。

そしてまた、河川の堆積土砂のしゅんせつについては、県のほうでは採取料っていいですか、1平米当たり100円か120円ほどの負担を払わないかんていうようなことも、これもやっぱり、実際取る業者にすれば負担でありますので、やっぱり災害に対するそういったことの対応については、郡上ばかりでなしに、関係自治体とも相談されながら、免除っていいですか、そういうことにぜひしていただくように県のほうに要望出していただくと、そのことが大事でないかと思います。そんなことを含めながら、今の対応、そしてまた箇所も含めて、これは建設部長のほうですか、答弁を求めます。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） ただいま山田議員のほうから、砂防堰堤も含む河川管理の土砂しゅんせつ等の対応で、もう少し積極的に対応していくべきでないかという御意見でございましたけれども、まず河川管理につきましては、市内に一級河川が24河川ございまして、延長的には約220キロございます。それから、砂防設備ということで、堰堤につきましては、郡上市内に233基の砂防堰堤が

あると聞いております。

これ以外の、この、今説明させていただきましたところについては、郡上土木事務所で管理していただいておりますけれども、それ以外の河川、普通河川も含めてですけれども、それにつきましては郡上市が管理していただいているのが現状でございます。

今、議員御指摘のとおり、特に長良川を中心に土砂しゅんせつの要望等を受けておりますけれども、先般の豪雨で牛道川でも、やはりそういった箇所が何カ所か確認もしてきておりますけれども、やはり土砂しゅんせつ自体の事業といいますか、工事はなかなか思ったように進んでないというのが現状なわけですが、県としまして、しゅんせつ独自の予算確保が困難ということで、河川砂防の維持修繕費の中で対応をしていただいております。やはり、予算との関係もある中で進まないわけですが、やはりどこを優先的にやるかということで、県とも現地を確認しながら進めております。

それで、砂防堰堤につきましても、河川と同様でございますけれども、いかに危険度が高いところからということで現地を見に行くわけですが、我々の一つの目安の見方として、砂防堰堤の裏、上流川ですが、そこにある程度の土砂が来てもたまるポケットがある状態が、それはベストなでありますけれども、そういった現地見に行ったときに、土砂はたまっておりませんが、裏の谷の状況とか山の荒廃があるかないとか、あるいは水通しの部分が閉塞しとるかしたらどうか、そういったところを見て危険度を判断して優先度をつけておくわけですが、なかなかやはり、予算、予算と言って申しわけないんですが、その関係で多く実施できてないところが現状です。

ちなみに、24年度の実績としましては、長良川を中心ですが、6カ所でしゅんせつをやっておりますし、砂防施設については4カ所で、立米数にしますと1万8,000立米ほどとなっておりますし、25年度としましては、やはり6カ所で、これも長良川中心ですが、1万2,000立米のしゅんせつという実績でございます。

今後におきましては、やはり県にはいつもいろんな道路・河川要望しておりますけれども、そのしゅんせつ工事につきましても、引き続き要望していくとともに、やはりこの河川砂防の維持管理的な予算の、やはりもう少し確保をしていただきたいということも要望していきたいというふうに思っております。

それから、先ほど言われました、土砂がたまったときに採石組合とか、いろいろなそういう砂利組合とかありますけれども、そういった方が取られる場合においては、一応採取料というようなことで立米幾らというのを払っておられるわけですが、やはり今、議員が言われましたように、災害時等のガツと固まった土砂の堆積しとることを、そういう人に何とか取ってくれと言ったときに、やはり業者さんのほうで、採石業者さんとしましては採取料が要するというような中で、やはり

そのたまった土砂についても、それがやはり、でも、その採石に使用するに適しとるか適しとらんとか、流木が混ざるととか、いろんな条件があるということを聞いております。

それで、ただ、県のほうのもちょっと話してみたんですけども、やはり今のそういった河川法とか、そういった中で、法で決まっておりますけれども、その中の減免とかっていろいろな項目もちょっと調べてみましたけれども、やはりそういった砂利採取業の方々が取られると、それをまた製品として、どんだけかの収入的なものが入ってくるというようなこともあって、なかなか、わかりませんが、ちょっと減免対象とか、そういったことには非常に難しいところがあるんじゃないかっていうようなお話は聞いておりますけれども、いずれにしても、多くのしゅんせつ要望箇所を聞いておる中で、やはり1カ所でも取っていただくように県のほうへは強く要望していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 現状の話をされましたが、やっぱり今採取場の減免のことにつきましては、これはやっぱり郡上市だけではいかんと思いますので、ぜひ課題として強く、やっぱり県に連携をもって要望していただきたいと思います。

実際、やっぱりそういう状況で取る場合には、幾らそれが次の段階で販売するようなことになっても、それとはまた別であって、やっぱり災害予防のためでありますので、ぜひお願いしたいということと、それから、なかなか許可が早くおりないということもあると思います。やっぱりこの許可がなければ出せないんで、なかなかそういったことも許可が出ないということもありますので、前の議員に市長言われましたように、大事なことは、やっぱりしっかりやっていただくことを、やっぱり強く要望すべきであると思いますので、その辺もあわせてお願いをしておきます。

また、予算のことを言われましたので、もちろん大変でありますけれども、本当に砂防堰堤の中については、前の議員も質問のときに一部重機代とか、あるいは費用についてはっていう補助の答弁もありましたけども、やはり住民の方は、その下流に見える方は本当に心配をしております。

そういった中で、八幡の市街地におきましても、これは120年ほど前に、明治26年、東殿山の乙姫川氾濫ということで、これ慈恩寺一帯が土砂に埋まったということがありますし、またその3年かそこら後になりますけども、島谷地域の床上浸水ってなこともあります。そんなことを思うと、やはり砂防堰堤の堆積の土砂、そしてまたその堆積がなかなかなくても、郡上に前起こった雪害のこと、それから山の切り捨て間伐のことを含めて、山の中を見ますと、やっぱりいつかはそういったことが、本当に危険性をそれぞれ感じて見えるのが随分あるわけで、要望がたくさん上がってると思いますが、そんなことを含めながら、ぜひぜひ砂防堰堤の点検をしながら、そしてまた住民の人の声を聞きながら対応をお願いしたいと思いますし、地域で取り組むことにつきましては、格段

の御配慮をいただきたい、特にお願いと要望をいたしております。

また、ちょっとこのことで、土砂の先ほど言いました特別警戒区域の移転の関係のことで報道関係にありましたが、移転補助っていうようなことで補助金制度は崖地付近等で危険住宅移転事業、災害の未然防止が目的で、国と所管する市町村が特別警戒区域の住民に住宅撤去費や移転先の建設費などを最大約800万円ぐらいを補助するということが載っておりましたが、郡上市について、まだこの制度はないのか、あるいはまたそういう制度を利用したというのがあるのか、まだ、何ていいますか、条例が必要であれば、まだ条例も何もないと思いますが、その辺について一言お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） レッドゾーンからの移転という件かと思いますが、議員が言われましたように、その最高限度額が800万円ほどのそういった事業はございます。

ただ、郡上市内で、まだそういったような具体的な話は聞いておりませんが、やはりこれは事業主体が市町村というようなことでございますので、要綱なり、そういったものを整備していくということになろうかと思えます。

それで、今、岐阜県内の、今まだ少しだと思うんですけれども、そういったことに取り組んでみえる市もございますので、一度そういったところの確認等もその中で郡上市としてもそういうことについては検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

（8 番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君。

○8 番（山田忠平君） それぞれ取り組みについて答弁をいただきました。いずれにしても、昨今のこの異常気象によるところの集中豪雨、あるいは激甚、あるいは局地、そんなことを含めてみますと、本当に災害はマニュアルではいけないということが本当によくわかるわけであります。そんなこともしっかりと取り組みながら、やはり行政、そしてまた市民の皆さんにも意識の高揚を含めながら、自助、共助、公助をしっかりと、やっぱり皆さんで意識づけていかなければならないということを特に今回の災害で痛感をいたしておりますので、今回、一般質問させていただきました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分を予定いたします。

（午後 2時12分）

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時25分）

◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長（尾村忠雄君） 5番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） それでは、議長の発言の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますが、何せその今回は時期的なものもありまして、質問が重複しておりまして、今までに質問されたものもありますけど、空振りを恐れずその警戒情報を発令すると、重複を恐れず質問を続けていきますので、どうぞ答弁のほうをよろしくお願いします。

それでは、今回の郡上市で発生した豪雨災害や全国各地に被害をもたらした集中豪雨を振り返り、メディアなどで指摘された自治体の対応の問題点や、市がとった措置で見直さなければならないところがないか、以前にもこれに似た類似の質問をしましたが、改めてお伺いしたいと思います。

ことは全国的に雨量が多く、また低気圧の動きが遅くて同じところにとどまっていて、日本中北から南まで至るところで豪雨災害が発生していました。そして、各地で防災に対するいろんな問題点があぶり出されていきました。

郡上市においても、8月の10日、16日、17日と集中豪雨があり、10日と17日には避難準備情報を発令するに至りました。幸いにも人的な災害は当市では発生しませんでした。日本の中では惜しくも災害に遭われた方々に関しましては、心よりお悔やみ申し上げるところでございます。

当市においては、そういうことで人的な災害がなく、河川や道路、のり面、あるいは農地などに崩落やいろんな被害がありました。これから本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、郡上市でも豪雨や他の地域での災害を検証しておられると思い、お聞きいたします。

まず初めに、今回の集中豪雨での市の対応は時系列でどうであったか、あるいはその問題点や反省点はあるか、これも重なっておるとおあると思いますが、よろしくお願いします。そして、市内での災害発生状況などの情報の把握はどうであったか、これもよろしくお願いします。

以上、とりあえずお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、まず市の対応はどうであったかということと、その今回の災害において問題点と反省点と、また、その中で情報の把握がどうであったかということでございます。

まず、8月16日の午後0時8分に郡上市大雨警報発令されて、その中で、やはり降雨の長期化するというような見通しがございました。そこで、振興事務所に対して警戒態勢の確保ということで、やはり消防団との連携、連絡の確立を指示を行っておると。そのような中で警戒態勢に当たってお

るということでございます。

それで、白鳥の振興事務所においては、17日の午前5時に為真の観測局において水防団待機水位を超過したというようなことで、振興事務所では警戒態勢を増員して当たっておるということと、また消防団にも警戒態勢を依頼してパトロール等を実施しておるという状況でございます。

それで、問題と反省でございます。やはり全国の災害事例においても、やはり記録的短時間雨量が100ミリとか110ミリ超えが多くあるということと、また郡上市においても今回、時間の最大雨量が82ミリというようなことでございました。

そこで、この短時間雨量の場合は、河川水位が急激に上昇するというところで、今回も為真の観測の中では1時間の間に1メートルずつ上昇しておったというような状況でもございます。非常にその辺のこのような状況の中で、やはり避難準備情報とか勧告指示など、やはり迅速に判断していくということで、情報発信、伝達することの体制づくりが非常に重要かというふうに考えてございます。

それともう一点は、いかにこの気象の状況の予測をできる体制をつくることも大切ではないかなというふうに思っております。

それと、台風のように、非常に、発生以降予測ができるものにおいては、今タイムラインという行動計画によって、最接近3日前から準備や市民周知を行ってございます。この準備というのは、やはり機械類の点検等とか、やはり土のうとか砂があるのかと、また避難所の確認とか、こういうようなことを3日前から行っておるというような状況でございます。今回のように、特に滋賀県と岐阜県の西濃地域の辺で雨雲は発生する場合は、非常にこの郡上の広大な地域の中で予測というのは難しいということでございます。

このようなこともありまして、やはり市民の皆さんにはみずから安全を確保していただくためにも、市民の皆さんもやはり気象情報の収集とか、身の危険を感じたら、より早い段階での避難ということを心がけていただけるように、今後も、やはり自主防災会を通じて研修会とか、また啓発活動を一層強めていきたいというふうに考えてございます。

それとまたもう一点の情報の把握についてということでございます。

情報の収集においては、雨量とか水位については、市の独自の雨量計とか、また国・県の雨量計、水位計によって監視を行っております。そこで、やはり危険が増した場合はパトロール等を行っておるということでございます。それと自治会長さんからの現場の状況を把握しておるという状況でございます。

もう一点は、25年から気象台のほうとホットラインといいまして、直接気象予報士に電話を入れまして、やはり今後の降雨の見通しですね、その辺のことの問い合わせを行って市の体制の強化についての情報を収集しておるという状況でございます。

それと、本庁と各地域の共有については、やはり被害があった場合とか、または避難状況について随時報告を受けて状況の把握を受けておるということでございます。

(5 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5 番（兼山悌孝君） ありがとうございます。再質問につきましては、ございましたら最後にまとめての中で行いたいと思いますので、質問を進めていきます。

固有名詞を出すんですけども、今回の広島市においては、先ほどホットラインがあるという当市のお話でしたが、気象庁から事前にその70ミリ以上の降雨の可能性があると通知されていたのに生かされてなかったという情報がありました。

これは、昨年の伊豆大島のときも、たしか5時過ぎに気象庁から通告があったけども、ファクスが送られていたんですけども、それが十分に生かされていなかったということがありますが、これを郡上市においてどのような体制をとっているのかというのを、ホットラインがあるということで答えになっていたかもしれませんが、つけ加えるもんがあればお伺いしたいと思います。

そして、避難準備情報の発令と解除のタイミングがどうであったかということで質問をいたしますが、解除するに水位を目安にして、例えば牛道川とかあたりのところで災害が起きた場所は、解除するに水位が下がったで解除したのか、あるいはその災害があったことを考慮しながら、それでもなおかつ解除するに至ったかということをお聞きしたいと思います。

それから、避難準備情報とは、これ以上続ければ、先ほどの山田議員の中の質問の中にも答弁がありました、避難勧告が発令される前段階であると住民は受けとめ、対象地域では高齢者や体の不自由な方を見守るような体制をとることも一つの任務だと思いますが、情報公開や、そして弱者に対するフォローはなされたのか。その場合は、やはり発令された地域に限られていたのかをあわせてお伺いしたいと思います。以上3点ですか、よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 気象庁からの事前通知はどうであったかということですが、今回、郡上市のほうへは、そのような事前通知はございませんでした。

ただし、先ほども言いましたようにホットラインの中で、やはり郡上市としても情報の収集という中で気象台のほうに電話を入れまして情報を収集しておったというような状況でございます。

それと、2点目の解除のタイミングはどうであったかということでございます。やはり準備情報の発令において、やはりこれは河川の水位、観測地との実際の現場の状況を踏まえて確認して準備情報を発令したということでございます。

そこで、解除については、やはり先ほど議員言われましたように、氾濫注意水位を下回ったことと、やはり今後の降雨量の見込みですね、見込み、それとやはり大事なことは対象区域のパトロー

ルです。この辺を踏まえながら、現地の状態を確認した上での解除を行っておるという状況でございます。

それとまた、弱者に対するフォローはなされたかということでございます。

今、特に市内では自治会内の要配慮者について、やはり全自治会に対して災害発生時においては台帳を渡して、やはりその辺の安否確認、それぞれの地域の中で行っていただくというような状況でございます。

今回においても、白鳥地域において、民生委員の方々が、やはり対象者宅を巡回していただいて確認を行ったというようなことを報告を受けてございます。

(5番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） はい、ありがとうございます。

続きまして、隣の多分石川県だったと思うんですけれども、以前より危険であるとの地域からの要望があったところ、点検が行き届かずに、そこに居住されたお年寄りが亡くなったという情報がありましたが、当郡上市におきまして、住民や地域から出ている要望箇所が今回の豪雨の際に確認されておったかをお聞きしたいと思います。

そしてまた、広島市の安佐北区と安佐南区ですね、ここにその484カ所の指定の避難所があったそうでございます。しかし、この中には、地震や津波などの災害の種別に分かれていて、そのことを熟知されてない住民の方が多く、安佐北区においては高潮と洪水の際の指定場所へ避難されて土砂災害に巻き込まれてお亡くなりになったという例があったそうですし、また安佐南区でも災害指定箇所ではあったんですけれども、そこはやはり高潮と津波の場合の災害指定で、結局その指定の避難所は土砂に埋まってしまったと。幸いここは人的な災害がなかったそうですが、幸いにも郡上市は高潮とか津波とかっていうものはないんですけれども、しかしながら、地滑りとか、あるいは洪水とかいろんな種別の災害があるんですけれども、この場合の避難ですね、避難にその住民がそのところを理解して避難されるのか、そここの危惧はないのかお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、先ほどより質問がございましたけれども、ハザードマップの作成と配布の事業が終わるのは、今年度26年度ということでお聞きしましたが、八幡町などではその町内に住居しない店舗などが多いんですけれども、そういう方々に対しても理解が得られるようなものが配られたりされるのか、そういうことをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、まず私のほうから河川氾濫と土砂災害の情報が区別できずに間違った避難をした例の中で、郡上でも危惧はないかということでございます。

ここではやはり郡上においても、災害種別によって避難所を指定しておるということでござい

す。やはり避難行動について、ハザードマップを地域の防災訓練等々に生かしていただいて、やはり平時から危険箇所の把握とか避難場所、避難路の確認を行っていただきたいというふうに呼びかけを行っております。

その中で、やはり自主防災会の研修とか自治会長会でも案内をしているように、やはり雨量とか水位等、各種情報の入手についても、引き続き周知を行っていきたいと思っております。

特に、今回ハザードマップをつくるには、ワークショップというような形で皆様方の力によってハザードマップをつくる。やはりそういう避難所等においても、種別によって分かれておることも御認識をいただく上にも、非常に有効な手立てかなというふうに思っております。その辺のことを今後とも引き続き力を入れて行っていきたいなというふうに思っております。

それと、またその避難勧告とか、そういうものを発令する場合においては、やはり浸水害なのか、土砂災害なのかということをはっきりわかるような形で発令するというふうに行うようなことをしております。

それと、もう一点のハザードマップが全域に補完するのはということで、先ほどもハザードマップ、今年度26年度で八幡と美並を行って終わりと、完了ということになるということでございます。そこで、やはりその辺については、いろんな中で自治会に加入してる店舗の方等においても配布を行っていくという状況でございます。

それと、もう一点の要望箇所をチェックというのは、建設部長のほうから回答していただきますので、よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 危険箇所です市のほうへ要望が出されている中で、まだ工事等が未着手のような箇所についての、そういった後の確認ということだろうと思いますけれども、そういった箇所につきましては、市のほうもやはり注視しながら確認はしておりますし、それから、台風とか豪雨とか、その後につきましても、各地域事務所を中心に被害状況等の確認等も進めておりますし、そういったことの後に何地区かからは、やはり地区長さん等からの現地を見てほしいというような要望がある中で、確認はさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

（5番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） 重複を恐れずにやると言いまして、通告したものを1つ忘れておりました。よろしくお願いします。

これも同じように、情報をマスメディアから考えたんですけども、要は避難勧告、避難指示を出しても、何十万人というその対象者に出したと。じゃあ、一体全体本当にみんなが正直に避難したら、どうなるんやろうっていう素朴な疑問を覚えたもんですから、当市は逆に皆さん正直な方で、

対象世帯が全部避難されたときに、そのキャパをオーバーするようなことはないか、もちろんその1次的、2次的なそのフォローする避難所はあるんですけども、その点を忘れておりましたので、つけ加えさせていただきます。

そしてもう一つ、これ最後ですけども、長野県の南木曾町の災害ですね、あそこのライブカメラの映像を何回も繰り返して放映されているのを見ておりますと、どうも一番最初に土石と一緒に出てきたのは、伐採された木やったような感じがあるんですね。ということは、これは私らのほうでもよくあるんですけども、やはり谷をせきとめておって、それがその鉄砲水になるということで、これは防ごうと思ったら防げることなんですけど、往々にあることだと思います。

これに関して、何か対策をとっておられるか、あるいはどうしたらいいかっていうことをお伺いしたいと思いますが、以上、その2点をよろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 避難勧告の対象者数をどう考えても収容不能と思えるというようなことでございます。避難所、避難場所において、平成25年度において災害対策基本法が改正されて、指定緊急避難所と指定避難場所を指定するということになってございます。そこで、法改正前においては、郡上市では指定避難所245カ所ということで、指定避難場所を130カ所指定しておったということでございます。

この法改正を受けて、見直しを行った中で、やはり災害が発生した場合、避難した住民が災害の危険性がなくなるまで必要な施設ということで、指定避難所でございます。121カ所を指定の方向で今検討してます。

この基準は、特に土砂災害等の危険区域が指定されていないことと、また指定されている場合においては、堅牢な施設、壊れにくくできている施設ということであることと、また一定の規模を有すると。また、トイレとか水道等の滞在させることが可能であることというようなことと、物資の供給が比較的容易に行えることっていうのは規定されてございます。

そこで、郡上市の人口9月1日現在でございますが、4万4,651人ということで、避難所の収容人員が合計で121カ所で2万1,737人ということでございます。絶対数的には不足はすると思うんですけど、やはり土砂災害警戒区域以外に居住される方もお見えになりますので、確率的には低いと、不足することはないと思われるというふうに考えてございます。

そのほかに、指定避難所のほかに、やはり道路の通行どめとか浸水、土砂崩壊等により移動が困難になる地域が発生することが想定されるということで、やはりこの指定避難所等の指定のみでなく、やはり遠方に住民が移動することが災害に遭遇するようなことがありますので、やはり市独自として、一時避難所というものを169カ所ほど設けていきたいというふうに考えてございます。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 私のほうからは、伐採された木材に関連してでございますけど、説明したいと思います。

これは、伐採時におけるどういうふうに指導しておるかという点でございますけど、これにつきましては、県のほうが伐採時における標準的な間伐手法というのを出示しておりますので、それに基づいて事業体に指導しておるところでございます。

具体的に言いますと、表土の流亡を防ぐために、片側の枝を払い、斜面に対して横向きに設置させる。それから、斜度が30度以上の箇所については、転落を防止するため玉切をしない。3つ目でございますけど、谷筋では間伐材を放置せず、過去の降水位線より上に移動させるというふうになっておりますので、こういったことを事業者に対して指導させていただいております。

また、皆伐施業等につきましては、郡上市のほうで皆伐施業ガイドラインというのがありまして、それに従いまして枝、葉などが谷へ流れ出さないように、谷筋には集積しないようにということで指導しておるところでございます。

また、そういったところにおきましても、伐倒木等が谷等のほうにありまして、非常に災害の恐れがあるようなところにつきましては、自治会等から連絡をいただきまして、自治会等と連携しながらその対応策を協議した上で、適正に処理をしていきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

いずれにしましても、間伐の施業による災害が、流出することによって災害が発生するようなことがないように、今後とも今のようなことで指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

（5番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。今の伐採されたその材がせきとめるという恐れですね、これに関してこういうガイドラインがあって、また指導も行われているということで、また危ないところは自治会からの連絡を受けて、特に指導していこうということだとうお伺いしましたが、本当にそれで防げたら大変いいかと思っておるんですけども、自治会の中には、同じ自治会の中でそういうことをやっておる人がおったら、なかなか言い出しにくいところもあるので、もう一つそういうところも何か詰めていただければありがたいと思っております。

避難勧告、また指示を出しても、避難率というのは全国的に見てかなり低いんですけども、しかしその今回のように、いざその発令が間に合わずに災害が起きた場合に、どうしてもやっぱり出さなかった自治体というのは批判されるわけですね。先ほどからも言いますように、外れることを恐れずに、警戒情報を発令すべしと国からもありましたが、まさにそのようにそのとおりだと思

います。一朝有事に備えて、その備え過ぎはないと思いますし、きのうも市長からのお話がありましたように、想定外を想定するっていうことのように、盲点を一つでも減らしていくっていうことが、本当に災害に対する備えだと思っております。

広島市の件で悪いことばかり言ったんですけれども、一つこんな例がありました。古いまちですね、新しい新興でなしに、昔からある住宅地の中で被害がなかったところがあるんですね。これは、いち早く気づいた人が電話かけて、役割分担をして、隣近所にも全部「危ないぞ、危ないぞ」と言っていて危険を知らせたという中で、住民の方が早く気づかれて、それで人的な災害がなかったという事例があったというふうに聞いております。

まさにその公助、共助、自助の中の共助になるんかと思いますけれども、自治体任せにするのでなしに、住民とそれから自治体みんなでその災害に備えてということが大事だと思っておりますが、何しろ想定外、どんなことが起きるかわからないので、一日一日その災害の備えをすることが大切だと思っております。

時間ちょっと余りましたが、以上で再質問なく終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、兼山悌孝君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） これで本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会いたします。長時間にわたりまして御苦労さまでした。

（午後 2時55分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 田 代 はつ江

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝